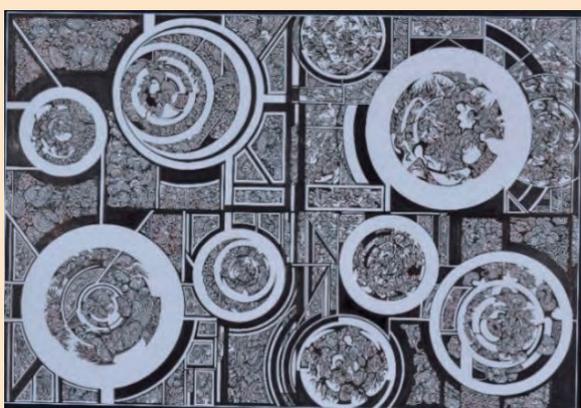
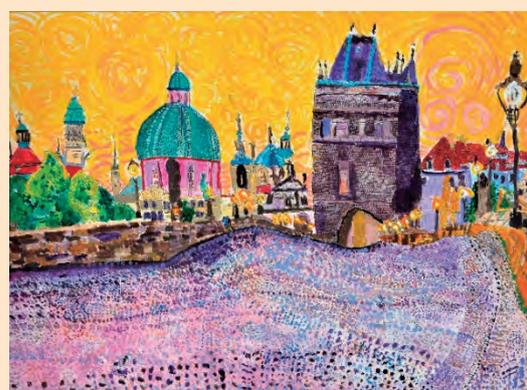
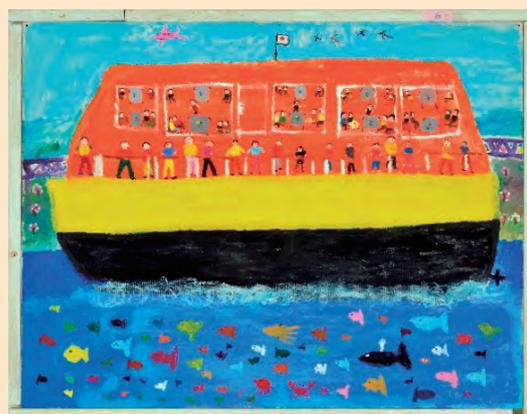
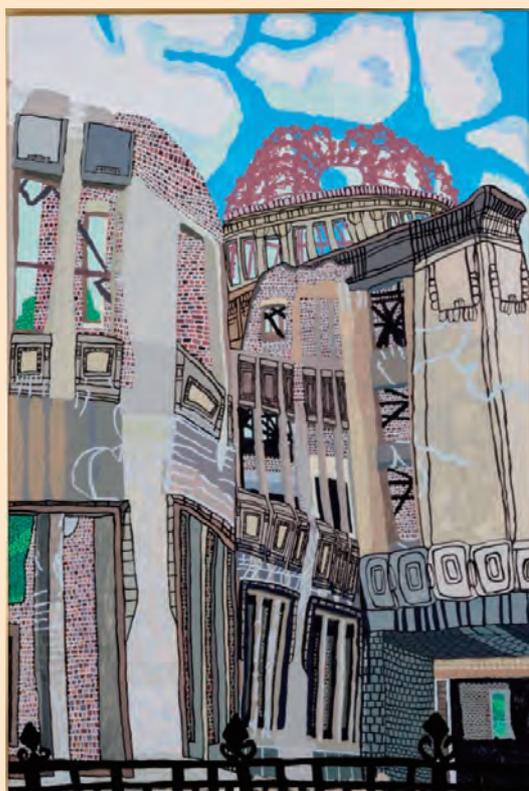


第5次広島県障害者プラン

(広島県障害者計画、広島県障害福祉計画、広島県障害児福祉計画)

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度



令和 6 (2024) 年 3 月

 広島県

[表紙のアート] ～あいサポートアート展 入賞作品～

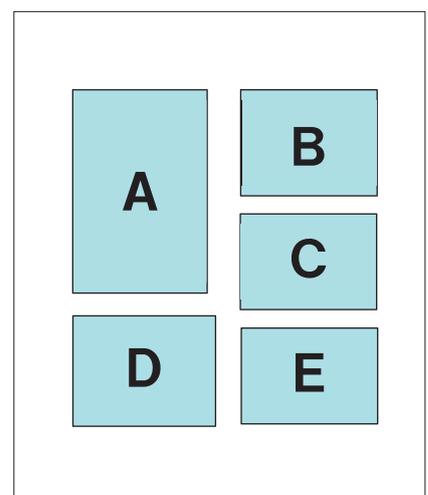
A：せがわ 勢川 まさたけ 真健 さん 『平和公園の中の原爆ドーム』
[令和4（2022）年度 広島県知事賞]

B：いけだ 池田 かつひこ 克彦 さん 『フェリーの楽しい旅行』
[令和5（2023）年度 金賞]

C：もりた 森田 さとし 慧 さん 『夕ぐれのヨーロッパの街』
[令和5（2023）年度 審査員特別賞]

D：はだ 波田 えいこ 英子 さん 『欠け満ちる輪廻』
[令和5（2023）年度 広島県知事賞]

E：こさこだ 小迫田 よう 葉さん 『おなかがすいた』
[令和4（2022）年度 金賞]



第5次広島県障害者プランの 策定に当たって



本県では、これまで、平成31（2019）年度からの5年間を計画期間とする第4次広島県障害者プランとあわせ、令和3（2021）年度からの3年間を計画期間とする第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画を策定し、総合的な障害者施策の推進に取り組んできました。

この度、両計画が令和5（2023）年度末で終期を迎えるため、この機を捉え、広島県障害福祉計画・広島県障害児福祉計画を広島県障害者プランに統合し、令和6（2024）年度からの6年間を計画期間とする第5次広島県障害者プランを策定しました。

第5次広島県障害者プランでは、昨今の人口構造の変化や障害者への合理的配慮の義務化、デジタル技術の進展など、障害者を取り巻く環境の変化を踏まえながら、「すべての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現」を基本理念として掲げ、子供の頃からの理解促進に取り組むほか、人材が不足する中でも、障害者を適切な支援につなぐことのできる環境の整備を行うなど、より一層、障害のある方がどこにいても安心して暮らせるように、取組を進めていきます。

終わりに、計画の策定に当たりましては、専門的な知見や現場の視点に基づき、積極的に御議論いただきました広島県障害者施策推進協議会や広島県障害者自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見及び御提言をいただきました市町等の関係者の皆様並びに県民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6（2024）年3月

広島県知事 湯 崎 英 彦

目 次

第1章 総論

1 策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	4
4 特に考慮が必要な社会情勢等の変化	4
5 計画の基本方針	5
6 障害者の定義	6
7 基本原則	6
8 計画の推進体制	7
9 障害保健福祉圏域の設定	9

第2章 分野別施策の基本的方向

施策体系	12
重点的な取組	13
I 障害への理解促進	
1 障害に対する理解の促進	14
2 権利擁護の推進	20
II 自立と社会参加の促進	
1 教育	25
2 雇用・就労の促進	30
3 情報の保障の強化	38
4 スポーツ、文化芸術活動の推進	45
III 保健、医療の充実	
1 保健・医療提供体制の充実	49
2 療育体制の充実	56
IV 地域生活の支援体制の構築	
1 福祉サービス等の提供	65
2 サービスの質の向上等	72
3 相談支援体制の構築	77
4 地域生活への移行支援	82
V 暮らしやすい社会づくり	
1 福祉のまちづくりの総合的な推進	87
2 災害、感染症対策の強化	91

3	防災、交通安全等の推進	96
4	NPO、ボランティアとの協働	99
5	福祉用具等の研究・開発の推進と普及	100
第3章 成果目標		
1	基本的な考え方	102
2	総括目標（再掲）	102
3	成果目標	103
第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画に係る成果目標及び活動指標		
1	基本的な考え方	112
2	第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る成果目標（再掲）	112
3	活動指標（県全体）	116
4	障害福祉サービス等の見込量（圏域別、市町別）	122
5	地域生活支援事業	166
■ 資料編		
1	障害者の状況等	170
2	障害福祉サービス等の状況	174
3	用語解説	180
4	計画策定に係る検討組織	192
5	計画の策定経過	194
6	参考（障害者に関する主なマーク）	195

広島県障害者プラン

第 1 章

総論

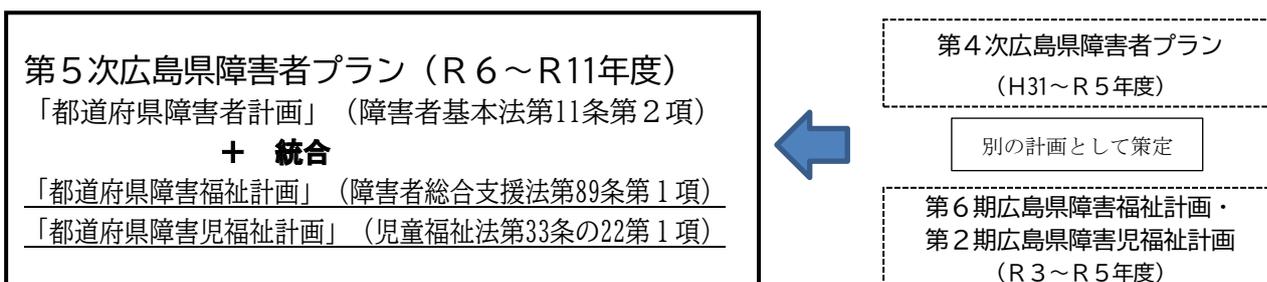
1 策定の趣旨

本県では、昭和 56（1981）年の国際障害者年を契機として、昭和 57（1982）年に「完全参加と平等」という障害者に関する基本理念の実現を目的とした「障害者に関する広島県長期行動計画」を策定して以降、障害者施策を取り巻く状況の変化等に対応しながら、第 4 次までの広島県障害者プランを策定し、総合的かつ計画的な施策の推進に取り組んできました。

また、第 1 期から第 6 期までの広島県障害福祉計画、及び第 1 期から第 2 期までの広島県障害児福祉計画を策定し、広島県障害者プランの実施計画としての位置付けの下、広域的な見地から、障害福祉サービス等の提供体制の整備を計画的に進めてきたところです。

この度、令和 5（2023）年度末で第 4 次広島県障害者プラン及び第 6 期広島県障害福祉計画・第 2 期広島県障害児福祉計画が終期を迎えることから、この機を捉え、広島県障害福祉計画・広島県障害児福祉計画を本計画に統合し、新たな計画を策定します。

本計画は、人口構造の変化に伴う人材不足や、民間事業者による障害者への合理的配慮の義務化等、障害者を取り巻く環境の変化に対応するとともに、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、障害の有無に関わらず、皆が安心して暮らせる社会を実現するための施策を推進していくものです。



2 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく「都道府県障害者計画」、障害者総合支援法第89条第1項に基づく「都道府県障害福祉計画」、及び児童福祉法第33条の22第1項に基づく「都道府県障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

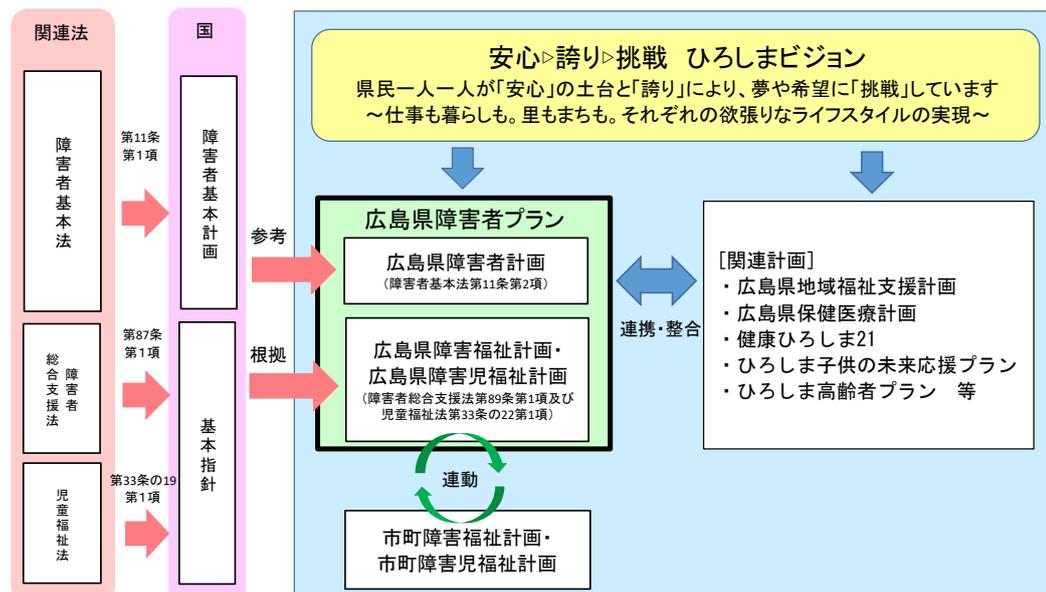
都道府県障害者計画 (障害者基本法第11条第2項)	障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした、障害者のための基本的な計画
都道府県障害福祉計画 (障害者総合支援法第89条第1項)	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保等の業務の円滑な実施に関する計画
都道府県障害児福祉計画 (児童福祉法第33条の22第1項)	

また、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第8条第1項に基づく「地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」、及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項に基づく「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」を本計画の一部に位置付けています。

なお、本計画の策定や変更にあたっては、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）第9条第1項の規定により、同法の趣旨を踏まえた内容とします。

(2) 他計画との関係

この計画は、「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」に掲げる目指す姿の実現に向けて、「広島県地域福祉支援計画」、「広島県保健医療計画」、「健康ひろしま21」、「ひろしま子供の未来応援プラン」、「ひろしま高齢者プラン」等の関連する計画との整合を図り、本県の障害者関連施策全体の調和を保って推進します。



3 計画期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

ただし、3年に1度の国の基本指針の改定や社会情勢の変化等、本県の障害者施策を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 特に考慮が必要な社会情勢等の変化

（1）人口構造の変化と障害者の動向

高齢者人口が増加し、生産年齢人口が減少することが予測される中、県内の障害者手帳保持者数は増加傾向にあり、介護人材等の人材が不足することが見込まれます。

また、障害者及びその家族の高齢化に伴い、障害者が地域から孤立する可能性があります。

（2）民間事業者による障害者への合理的配慮の提供の義務化

令和3（2021）年6月4日に障害者差別解消法の改正が行われ（施行日は令和6（2024）年4月1日）、民間事業者による障害者への合理的な配慮の提供が義務化されました。

（3）障害者の法定雇用率の引き上げ

障害者の法定雇用率については、令和8（2026）年7月1日には民間企業が2.7%、国・地方公共団体等が3.0%、都道府県等の教育委員会が2.9%へと段階的に引き上げられることとなっており、今後も引き上げられることが予測されます。

（4）デジタル技術の進展

AI技術が進展し、障害者は自分に合った方法（音声、ジェスチャー、視線の動き等）を選択し、デジタル技術・サービスを利用することができるようになり、障害福祉サービス事業所等においても、介護ロボットの導入や事務負担軽減のためのICTの導入等が進んでいます。

また、ウェブ会議等のオンラインサービスの活用拡大やSNSの普及等により生活圏域に捉われない社会参加の新しいツールが拡大しています。

（5）災害・新興感染症への懸念

本県には、全国最多の土砂災害警戒区域があり、平成30（2018）年7月豪雨を始め、過去、幾度となく災害が発生しています。

また、令和2（2020）年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とし、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に対する備えの重要性が認識されました。

（6）その他、障害者を取り巻く環境に関わる法律の整備

- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行（令和4（2022）年5月25日施行）
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行（令和3（2021）年9月18日施行）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正

5 計画の基本方針

(1) 基本理念と目指す姿

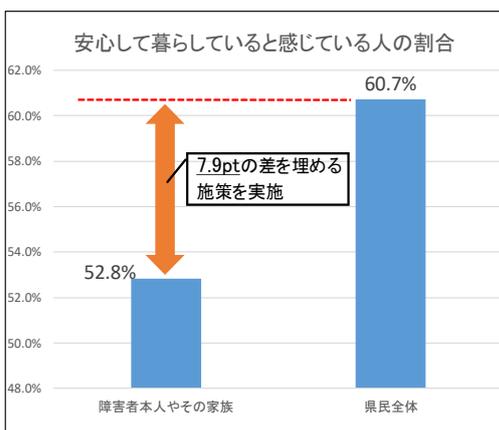
基本理念とそれにつながる5つの「目指す姿」を設定し、共生社会の実現に向け、施策の推進を図ります。

<p>【基本理念】 すべての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現</p>	<p>【目指す姿】</p> <p>① 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々の権利が守られ、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとることで、お互いを認め合い、共に創っていく社会が実現しています。</p> <p>② 障害者が自らの意思で社会参加の機会や場を選択し、教育や就労、スポーツ、文化芸術等の様々な機会を通じて、持てる能力を発揮し、生きがいを持って暮らせる社会が実現しています。</p> <p>③ 障害の原因となる疾病等の予防や早期発見、専門的な治療が行える体制が構築され、全ての人々が身近な地域において、良質で安定した医療等を受けられる環境が整っています。</p> <p>④ 障害者を地域で見守る体制が整い、障害の特性やライフステージに応じた質の高い障害福祉サービス等の支援を受けながら、自らが選ぶ場所で安心して暮らしています。</p> <p>⑤ 全ての人々があらゆる場面で、生活への不安を感じることなく、安全に暮らせる社会が実現しています。</p>
---	---

(2) 総括目標

障害者施策全体の進捗状況を測るため、次のとおり総括目標を設定します。

指標	現状値 (令和5年9月)	目標値 (令和11年度)
障害者本人やその家族の内、安心して暮らしていると感じていると回答した人の割合	52.8%	県民全体の内、安心して暮らしていると感じていると回答した人の割合と同値



【総括目標の考え方】

障害者施策を進める上で、障害者及びその家族の方が安心して暮らしていることが最も重要であるため、障害者及びその家族の方の安心感を測る指標を総括目標として設定します。

※ 図：令和5（2023）年9月に実施した「県民の安心感に関するアンケート調査」の結果を基に作成。
(全体 N:3,000、障害者本人・家族 n:354)

6 障害者の定義

この計画における「障害者」は、障害者基本法の定義を踏まえ、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方々」とします。

ただし、次章以降の具体的な事業の対象となる障害者の範囲については、個々の関係法令等の規定によりそれぞれ定められています。

7 基本原則

基本理念を実現させるため、障害者基本法第3条から第5条に規定される以下の基本原則に則り、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

① 地域社会における共生等（障害者基本法第3条）

共生社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

② 差別の禁止（障害者基本法第4条）

- 1 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

③ 国際的協調（障害者基本法第5条）

共生社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

8 計画の推進体制

(1) 施策の推進と役割分担

県民の皆様の協力を得ながら、障害者関係団体等の関係機関及び市町等と連携し、各施策の取組を推進します。

また、各施策の推進に当たっては、県や市町における相談支援体制をはじめとした公的なサービスの充実に加え、障害者関係団体等の関係機関、障害者を含めた県民一人一人が互いに協働しながら共生社会に参画していくことが期待されています。

〔県の役割〕

この計画に則り、各種施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、障害者が日常生活及び社会生活を営む上で必要な施策を推進します。

また、県は広域的な立場から、障害保健福祉圏域間の調整や市町が行うことが困難な広域的な事業を実施するとともに、市町等への助言や支援を行います。

〔市町の役割〕

市町は、障害者にとって最も身近な自治体として自ら策定した市町障害者計画及び市町障害（児）福祉計画により、それぞれの市町の独自性、地域性を考慮しつつ障害者への合理的な配慮を行う等、計画の着実な推進を図ることが求められています。

また、地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を担う自立支援協議会等を通じて、障害者が必要とする日常的な保健・医療・福祉サービスが、性別・年齢、障害特性及び生活の実態に応じて、総合的かつ一体的に提供される体制を確保していくことが求められます。

〔サービス提供事業者や支援者に求める役割〕

サービス提供事業者や支援者は、障害者の意向を尊重し、障害者の立場に立った公正で適切なサービス提供や責任を持った支援に努めることが求められます。

〔企業に求める役割〕

企業は、働く意欲のある障害者の積極的な雇用を進めるために、企業全体で障害への理解を深めるとともに、合理的な配慮の提供等による働きやすい環境づくりを進めることにより、障害者の地域での自立と社会参加を支援する役割が期待されます。

〔県民に求める役割〕

県民一人一人がそれぞれの立場で「障害者の社会参加を阻むあらゆるバリアの解消」に向けた自主的・積極的な活動を行うことが期待されます。

また、障害者は、自ら社会を構成する一員として積極的に社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動へ主体的に参加し、地域の人たちとの交流を深め、自立した生活を目指すことが期待されます。

(2) 計画の評価と進行管理

〔広島県障害者施策推進協議会〕

県は、障害者、障害者団体、障害福祉事業者団体、学識経験者等から構成される「広島県障害者施策推進協議会」にこの計画の推進状況を毎年度報告し、点検・評価を受けるとともに、必要に応じてこの計画の内容を見直します。

〔広島県障害者自立支援協議会〕

県は、障害者、障害者団体、医療関係団体、障害福祉事業者団体、雇用関係機関、市町等で構成される「広島県障害者自立支援協議会」に必要に応じて意見を求めます。

▶▶▶ 広島県障害者施策推進協議会と広島県障害者自立支援協議会

広島県障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づき、都道府県障害者計画や都道府県障害福祉計画に関して、施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項を調査・審議する附属機関として設置されています。

広島県障害者自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づき、その基本的な役割を都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されています。

〔障害者基本法〕

第 36 条 都道府県（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市を含む）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- 一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

〔障害者総合支援法〕

第 89 条の 3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

9 障害保健福祉圏域の設定

障害福祉サービスのうち、市町域の枠ではなく、広域的に実施する必要がある各種施設・サービスを計画的に整備するため、障害者総合支援法に規定する「当該都道府県が定める区域」として、7つの「障害保健福祉圏域」を設定しています。

この圏域は、保健・医療・福祉の総合的な連携を図るため、「広島県保健医療計画」の二次保健医療圏域及び「ひろしま高齢者プラン」の老人保健福祉圏域と同じ区域とするとともに、各計画の圏域の見直しの際には連動するものとして設定しています。

【図表 1-1 障害保健福祉圏域】



【図表 1-2 障害保健福祉圏域の状況】

(単位：人)

障害保健福祉圏域	構成市町名	圏域人口	手帳所持者数等（令和5（2023）年3月31日現在）			
			身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者
広島 (8市町)	広島市、安芸高田市、府中市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	1,354,735 (48.9%)	48,555 (44.8%)	11,591 (46.0%)	21,472 (54.1%)	11,478 (47.4%)
広島西 (2市)	大竹市、廿日市市	142,283 (5.1%)	5,844 (5.4%)	1,265 (5.0%)	1,722 (4.3%)	1,319 (5.4%)
呉 (2市)	呉市、江田島市	230,634 (8.3%)	10,491 (9.7%)	2,477 (9.8%)	3,085 (7.8%)	2,153 (8.9%)
広島中央 (3市町)	竹原市、東広島市、大崎上島町	220,961 (8.0%)	7,595 (7.0%)	2,011 (8.0%)	2,780 (7.0%)	1,827 (7.5%)
尾三 (3市町)	三原市、尾道市、世羅町	234,328 (8.5%)	10,867 (10.0%)	2,346 (9.3%)	2,899 (7.3%)	2,275 (9.4%)
福山・府中 (3市町)	福山市、府中市、神石高原町	505,496 (18.2%)	20,050 (18.5%)	4,498 (17.9%)	6,776 (17.1%)	4,488 (18.5%)
備北 (2市)	三次市、庄原市	82,186 (3.0%)	5,074 (4.7%)	991 (3.9%)	975 (2.5%)	690 (2.8%)
7圏域	23市町	2,770,623	108,476	25,179	39,709	24,230

圏域人口：総務省「住民基本台帳世帯数人口」（R5.1.1現在）

身体障害者：身体障害者手帳所持者数、知的障害者：療育手帳所持者数、精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所持者数

難病患者：特定医療費（指定難病）受給者数

広島県障害者プラン

第 2 章

分野別施策の基本的方向

◆ 施策体系

分野（大項目）	中項目	小項目
I 障害への理解促進	1 障害に対する理解の促進	(1) 子供の頃からの理解促進 (2) あいサポートプロジェクトの推進 (3) 広報・啓発活動の展開
	2 権利擁護の推進	(1) 障害者虐待の防止 (2) 権利擁護の推進 (3) 選挙等における配慮
II 自立と社会参加の促進	1 教育	(1) 就学相談支援体制の確立 (2) 幼・小・中・高等学校等の支援体制の整備 (3) 教職員等の専門性の向上 (4) 特別支援学校の充実 (5) 生涯を通じた多様な学習活動の充実
	2 雇用・就労の促進	(1) 企業等の理解促進 (2) 公的機関における雇用促進 (3) 就業機会の拡充と雇用促進 (4) 工賃向上のための取組 (5) 職業能力開発の充実
	3 情報の保障の強化	(1) 情報アクセシビリティの向上 (2) 視覚障害者等の読書環境の整備※ (3) 意思疎通支援の充実
	4 スポーツ、文化芸術活動の推進	(1) パラスポーツの推進 (2) 文化芸術・余暇活動の充実※
III 保健、医療の充実	1 保健・医療提供体制の充実	(1) 保健活動の推進 (2) 専門的な医療の提供 (3) 地域リハビリテーションの推進
	2 療育体制の充実	(1) 地域における重層的な支援体制の構築 (2) 発達障害児支援の充実 (3) 医療的ケア児支援体制の構築 (4) 難聴児支援体制の整備※ (5) 成人期移行に向けた支援体制の整備
IV 地域生活の支援体制の構築	1 福祉サービス等の提供	(1) 訪問系のサービスの確保 (2) 日中活動の場の充実 (3) 居住系のサービス基盤の準備 (4) 地域生活を支えるサービス等
	2 サービスの質の向上等	(1) 質の確保 (2) 人材の育成・確保
	3 相談支援体制の構築	(1) 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の構築 (2) 身近な地域における相談 (3) 専門的・広域的な相談支援
	4 地域生活への移行支援	(1) 福祉施設等から地域生活への移行支援 (2) 医療と福祉の連携による地域生活への移行支援 (3) 更生支援の推進
V 暮らしやすい社会づくり	1 福祉のまちづくりの総合的な推進	(1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 公共的施設等のバリアフリー化の推進 (3) 公共交通機関等のバリアフリー化の推進 (4) ユニバーサルデザインの推進
	2 災害、感染症対策の強化	(1) 災害対策の強化 (2) 新興感染症等への備え
	3 防犯・交通安全等の推進	(1) 防犯対策の推進
		(2) 交通安全対策の推進 (3) コミュニケーション支援のできる警察職員の育成 (4) 消費者対策の推進
	4 NPO、ボランティアとの協働	
5 福祉用具等の研究・開発の推進と普及		

※ II-3-(2) 「視覚障害者等の読書環境の整備」は視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第8条第1項に基づく「地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」、II-4-(2) 「文化芸術・余暇活動の充実」は障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項に基づく「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」、III-2-(4) 「難聴児支援体制の整備」は「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に基づく「難聴児の早期発見・早期療育推進を総合的に推進するための計画」として本計画に位置付けている。

◆ 重点的な取組

前計画の課題や社会情勢等を踏まえ、次のとおり重点的な取組の推進を図ります。

(1) 子供の頃からの理解促進

障害に対する正しい知識を社会に浸透させるためには、県民が子供の頃から教育を受けた上で社会に出ていくことが重要です。

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、安心感を持って暮らす環境を整えるために、障害者への関わり方や特性について理解するだけでなく、行動に移せるように各施策の取組の底上げを図ります。

【主な取組】

- 学校現場に向けた「あいサポート運動の出前講座」等の普及啓発の強化
- 小・中学校等の生徒に向けた交流・共同学習の実施
- 障害に関するバイアスの解消に向けた取組の実施
- あいサポートプロジェクトの実施

P 14

P 14

P 14

P 16

(2) 地域で支え合う体制の整備

人口構造の変化により、障害者を支える人材が不足し、障害者やその家族が高齢化する中でも、人材の確保、県内の各地域が抱える課題の把握、及び関係機関の連携の強化等に取り組むことで、障害者を適切な支援につなぎ、障害者が孤立することのない体制を整備していきます。

【主な取組】

- 共生型サービスの参入促進
- 相談支援従事者、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等の育成
- 強度行動障害の支援に係る人材の育成
- 障害福祉サービス事業所におけるICT・ロボット等の導入支援
- 基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等（システム）の整備に向けた取組
- 協議会を活用した市町との情報共有及び連携機能の強化

P 65

P 74

P 74

P 74

P 82

P 82

I 障害への理解促進

《この分野の目指す姿》

様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々の権利が守られ、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとることで、お互いを認め合い、共に創っていく社会が実現しています。

1 障害に対する理解の促進

(1) 子供の頃からの理解促進

現 状

- 令和5（2023）年度県政世論調査によると、障害のある人が困っているときに、手助けをしたことが「ある」と答えた人の割合が68.9%、手助けをしたことが「ない」と答えた人の割合は27.1%となっています。
また、令和4（2022）年度内閣府調査によると、若い世代（18～29歳）においては、「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だと思う」人は75%（全体：64.8%）と全世代で最も高くなっていますが、「障害のある人が困っているときに手助けをしたことがある」人の割合は全体と同程度（18～29歳：60.5%、全体：61.9%）に留まっています。
- 小・中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程（以下「小・中学校等」という。）においては、各教科の授業や学校行事等において、障害のある人等を取り上げた教材を使った学習や障害に関する話を聞くことを通して、障害に対する理解を深めています。
また、「特別の教科道徳」の内容項目「相互理解、寛容」の指導を、道徳科を要として全教育活動で実施しています。
- 高等学校、中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）においても、各教科の授業や学校行事、道徳教育等において、地域の社会福祉協議会等と連携して、障害に対する理解を深めていく取組を進めています。
- 小・中学校等の多くに特別支援学級が設置されており、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等が日常的に交流及び共同学習等を実施しています。
- 小・中学校等及び高等学校等と特別支援学校は、計画的に交流及び共同学習を実施するとともに、デジタル機器を使ってオンラインで交流する等、実施方法を工夫しながら進めています。

課 題

- 若い世代においては、障害への理解はあっても、手助け等の行動に移すことができていない傾向にあります。

また、障害に対する正しい知識を社会に浸透させるためには、県民が若い世代から教育を受けた上で社会に出ていくことが重要であり、障害の特性を知り、学び、実践する場が更に必要です。

- 教科等の学習や学校行事において、障害に対する理解を深める場合には、障害に対する正しい理解がなされるよう、発達段階に応じた指導の工夫が必要です。
- 交流及び共同学習の実施に当たっては、学習指導要領に基づき実施することが重要であり、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むとともに、障害のある児童生徒等には、将来、必要な合理的配慮を自ら求めることにつながるよう、組織的・計画的に取り組むことが必要です。
- 障害のある人やその家族へのインタビューを実施したところ、県民の障害に係るバイアス（無意識の偏見や思い込みから偏ったものの見方をしてしまうこと）の存在が確認されたため、潜在的な意識の変容を促す取組が必要となりますが、その現状や影響を正確に把握することができていません。

取組の方向性

- 特別支援学級を含む全ての学級において、特別支援教育の視点を踏まえた授業改善が行われるよう指導内容や指導方法の工夫について、学校へ助言を行うとともに、個別最適な学びに係る好事例について研修等を通じて発信し、教職員の特別支援教育に対する理解を深めます。
- 学校における先進的な取組を県教育委員会のホームページ等に掲載することや、各種研修等で交流及び共同学習等の推進について周知を図ります。
- 地域社会の中で障害のある人と助け合うことを学ぶ機会を創出するため、小・中学校等の児童生徒等が地域の障害者支援施設等を訪問し、施設利用者との交流や介護体験等を行う取組や、学校における障害のあるアスリート・芸術家との交流会等を実施するとともに、このような取組が行える団体・施設の連絡先を共有できるよう、障害保健福祉担当部局と教育委員会とが連携して、学校への情報提供や学校と関係団体・施設をつなぐ方策を推進します。
- 特別支援学校と小・中学校等の児童生徒等が清掃や農業、スポーツ、音楽活動等を通じて交流するなど、障害のある子供、障害のない子供がお互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会を創出します。
- 子供たちが障害について理解するだけでなく、手助け等の行動に移せるよう、当事者団体等の協力を得ながら、学校等を通じて、あいサポート運動の出前講座を実施します。
- 有識者の意見等を踏まえながら、県民の障害に係るバイアスの調査・分析を行い、障害への理解をより一層推進するための確度の高い取組につなげていくことで、インクルーシブ社会を実現していきます。

(2) あいサポートプロジェクトの推進

現 状

- 県では、平成 23（2011）年 10 月から県民をはじめ、企業・団体等が、様々な障害特性、障害のある人が困っていること、配慮の仕方やちょっとした手助けの方法などについて理解を深め、障害のある方が困っている場面を見かけたら、手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」を県民運動として実施しています。
- 地域や企業・団体において、「あいサポート運動」の推進役を担う「あいサポートメッセンジャー」、「就労支援メッセンジャー」を養成しています。
- 障害者の就労や地域生活の充実を図るため、福祉・地域活動に積極的に参加し、他の模範となる先導的な取組を行う「あいサポート運動企業・団体」を表彰しています。
- 障害を理由とした差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供が規定されている障害者差別解消法の理解促進のために、出前講座を実施しています。
- 配慮や援助を必要としていることが外見からは分からない障害者等が、周囲に配慮を必要とすることを知らせる「ヘルプマーク」、緊急連絡先や必要とする支援内容等を記載する「ヘルプカード」を平成 29（2017）年度から導入し、普及促進を図っています。

課 題

- 共生社会の実現を図るためには、幅広い年齢層の人々がこの運動に参画し、障害や障害者に関する理解を促進し、併せて、障害者への配慮等を実践できるようになることが重要となります。
- 養成した「あいサポートメッセンジャー」が、地域で「あいサポーター研修」を実施する等の活躍の場をより多く創出する必要があります。
- 広く県民に、「あいサポート運動」を認識し、取り組んでもらうために、県だけでなく、市町も主体的に運動に取り組む実施体制や実施方法について、意見交換を行いながら、検討する必要があります。
- 「あいサポート企業・団体」数が伸び悩んでおり、「あいサポート運動」に取り組む企業・団体の掘り起こしを行う必要があります。
- 障害者は多種多様で、同じ障害であっても一律ではなく、また、内部障害や難病など外見からは分かりにくい障害も多いため、こうした障害への理解も進めていく必要があります。

取組の方向性

- 企業・団体、地域、学校等への出前講座や一般県民を対象とした「あいサポート研修」を開催するとともに、「あいサポーター研修」の講師や地域活動支援を行う「あいサポートメッセンジャー」、自己の企業・団体内での「あいサポート運動」の普及などに取り組む「就労支援メッセンジャー」の養成研修を実施し、学校、地域、職場等の多くの場で、「あいサポート運動」が広がるように取り組みます。

- 地域において実践的な「あいサポート運動」が展開されるよう、県で養成した「あいサポートメッセンジャー」を活用した「あいサポーター研修」が市町で実施されるなど、県と市町の連携を強化します。
- 障害者の雇用、就労促進、定着支援などに取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定し、先導的な取組を行う企業・団体を表彰するとともに、その取組を他の企業・団体にも共有することで、全体的な取組の推進を図ります。
- 「あいサポート運動企業・団体」の認定の少ない業種を中心に、関係団体等を通じ、「就労支援メッセンジャー養成研修」の受講や出前講座の実施を強く働きかけ、「あいサポート運動」への参加を推進します。
- 「あいサポート運動」の取組として、外見からは分からないが、配慮や援助を必要とする方のための「ヘルプマーク」や、障害者に関するマークをより広く周知し、配慮や支援を必要としている障害者と支援をする者を結び付けるなど、障害者がより早期かつ効果的に支援を得られやすくなるよう、普及啓発を行います。

▶▶▶ あいサポート運動



■ 「あいサポート運動」

様々な障害の特性や障害のある方が困っていることや、それぞれに必要な配慮の仕方を理解し、日常生活で障害のある方が困っている場面を見かけたら、手助けや配慮を実践していく「あいサポーター」の活動を通じて、誰もが暮らしやすい共生社会を県民のみなさんと一緒につくっていく運動です。平成 21（2009）年 11 月から鳥取県が独自の運動として始め、本県では、平成 23（2011）年 10 月から推進しています。

■ 「あいサポートメッセンジャー」

地域において、「あいサポート運動」が広がることを目的として、地域住民を主に対象とした「あいサポーター研修」の講師役や、自ら率先して地域において障害者を支える支援活動（ボランティア等）の推進役です。

■ 「就労支援メッセンジャー」

自己の企業・団体内において、「あいサポーター研修」の実施及び障害や障害者への理解の普及の促進や、職場の障害者の相談支援や障害者の職場定着の促進の推進役です。

■ 「あいサポート運動用テキスト」～障害を知り、共に生きる～

障害の特性や必要な配慮などをまとめたパンフレットです。このパンフレットを読んで、日常生活で、障害のある方が、困っているときなどに「ちょっとした手助け」を実践していただく方が、「あいサポーター」です。



■ 「ヘルプマーク」

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、配慮や援助を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることにより、援助が得やすくなるマーク。本県では、平成 29（2017）年 9 月から無償配布しています。

～「あいサポート」とは～

「愛情」の「愛」、私の「I」に共通する「あい」と、支える、応援する意味の「サポート」を組み合わせ、障害のある方を優しく支え、自分の意志で行動することを意味しています。

(3) 広報・啓発活動の展開

現 状

- 「障害者週間」は、毎年12月3日から12月9日までとされ、この期間を中心に、国・地方公共団体・関係団体等においては、様々な意識啓発につながる取組を展開しています。
県では、庁内及び市町へのポスター等の配布による啓発を行うとともに、人権週間中に開催するイベント等を通じて人権啓発を行い、障害者に対する理解促進に努めています。
- 障害者を取り巻く情勢を踏まえ、令和3（2021）年3月に策定した「広島県人権啓発推進プラン（第5次）」に基づき、住民に身近な行政サービスを担う市町と連携し、人権啓発の取組を着実に推進することとしています。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の施行に伴い、県職員対応要領の制定、専門相談員を配置した相談窓口の設置、障害者差別解消支援地域協議会の設置等を行うとともに、県に寄せられた相談については、相談者と相手方との間に立って調整を行う等事案の解決に向けた取組を進め、地域協議会で情報共有化や事案の解決方法等について協議するとともに、事業者等への普及啓発活動を行う等、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組んでいます。

【図表 2-1-1 広島県内における相談件数】

(単位：件)

区 分	令和3年度	令和4年度
不当な差別的取扱い	22	20
合理的配慮の不提供	10	41

課 題

- 県民の障害への理解の促進とともに、障害者が生活する上で関わる様々な機関（行政機関・公共交通機関・司法機関等）においても、障害に対する理解と支援が受けられる体制づくりが必要です。
- 令和3（2021）年5月に障害者差別解消法の改正が行われ、民間事業者に対しても、合理的配慮を法的義務とすることが定められたことから、法の趣旨を周知していく必要があります。

取組の方向性

- テレビ・インターネット等のマスメディアの活用やヒューマンフェスタ等の県民参加型の啓発活動、「障害者週間」を中心とした「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集などの取組を通じて、障害に対する理解の促進を図ります。
- 障害者に対する差別・偏見の解消や、各障害の特性・配慮の方法についての理解を深めることを目的とする「あいサポート運動」の取組等の中で、民間事業者に対して「合理的配慮の提供義務化」に係る普及啓発を推進していきます。
- 障害者差別解消支援地域協議会によるネットワークを構築し、複数の機関等によって紛争

の防止や解決を図る事案、紛争の解決や合理的配慮の提供などに結びついた事例、相談を踏まえて実施した調整の内容やノウハウ等の共有を通じて、地域全体としての相談・紛争解決機能の向上に努めます。

2 権利擁護の推進

(1) 障害者虐待の防止

現 状

- 障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の防止等に係る公共機関の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務等について規定された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が、平成 24（2012）年 10 月に施行されました。障害者虐待防止法に基づき、障害者等からの相談受付、市町に対する情報提供などを目的とした「広島県障害者権利擁護センター」を県社会福祉協議会へ委託し、平成 24（2012）年 10 月 1 日から業務を開始しています。
- 平成 24（2012）年度に障害者虐待防止ネットワーク推進会議を設置し、関係機関及び関係民間団体との連携協力体制を整備しています。
- 指定障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者、市町担当職員、相談支援事業所職員等を対象に研修を実施しています。
- 養護者による障害者虐待の通報・届出受理件数は、平成 30（2018）年度の 95 件から令和 3（2021）年度の 142 件へと増加した後、令和 4（2022）年度は 112 件に減少しています。虐待件数も平成 30（2018）年度の 26 件から令和 3（2021）年度の 43 件へと増加した後、令和 4（2022）年度は 33 件に減少しています。
- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報・届出受理件数は、平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度までほぼ横ばいであったものの、令和 3（2021）年度に倍増し、73 件となり、令和 4（2022）年度も 79 件に増加しています。虐待件数も、平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度にかけては、ほぼ横ばいでしたが、令和 3（2021）年度は 15 件と倍増し、令和 4（2022）年度も 19 件に増加しています。
- 使用者による障害者虐待の通報・届出受理件数は、平成 30（2018）年度以降、減少傾向にありましたが、令和 3（2021）年度は増加しています。令和 4（2022）年度は通報・届出件数は 18 件に減少しましたが、虐待件数は 4 件に増加しています。

【図表 2-1-2 障害者虐待の通報・届出受理件数及び虐待件数】

（単位：件）

区分		年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
養護者による虐待	通報・届出受理件数		95	123	109	142	112
	虐待件数		26	28	31	43	33
障害者福祉施設従事者等による虐待	通報・届出受理件数		37	39	30	73	79
	虐待件数		5	4	6	15	19
使用者による虐待	通報・届出受理件数		31	28	11	24	18
	虐待件数		10	7	3	1	4

- 令和 4（2022）年 12 月の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正により、精神科病院における精神障害者に対する虐待の防止に関する規定が新設され、令和 6（2024）年 4 月 1 日から施行されることとなりました。これにあわせて、県では、精神科病院における業務従事者等からの虐待通報・相談の受付窓口を設置することとしています。

課題

- 障害者虐待の未然防止や早期発見、適切な支援の実施のため、市町、障害福祉サービス事業者、及び関係団体等に障害者虐待への対応方法等を広く知ってもらうとともに、定期的に関係団体等との連携・情報共有を行い、障害者虐待に対応するための体制を整備する必要があります。
- 障害者関係団体等の人材育成等を促進し、指導的役割を担う人材の資質向上を図る必要があります。
- 障害福祉サービス事業者等が運営基準に従い、虐待防止の措置を適切に講じるとともに、障害福祉サービス等の利用計画を作成する業務等を通じて、障害者の養護者、障害福祉サービス事業者等及び市町の担当部署とつながりのある相談支援事業者が的確に役割を果たす必要があります。
- 障害者虐待防止法では、市町に障害者虐待に関する通報窓口、届出・相談等を行う「市町村障害者虐待防止センター」の機能を果たすことが求められているため、市町職員等の専門的知識の充実を図り、虐待事案の未然防止及び早期発見に努める必要があります。
- 精神科病院における業務従事者の精神障害者に対する意識の向上、研修の実施及び普及啓発等の取組を推進し、虐待事案の未然防止及び早期発見を図る必要があります。

取組の方向性

- 虐待事案の未然防止及び早期発見のため、市町職員及び障害福祉サービス事業者等並びに学校、保育所等、医療機関及び放課後児童クラブ等の関係者を対象とした虐待防止・権利擁護研修を毎年開催し、設置・管理者の受講を徹底します。
- 引き続き、県障害者権利擁護センターにおけるパンフレットの作成・配布、ホームページ等による情報発信等により、障害者虐待の防止や通報義務等について、障害者、養護者及び事業者等への普及啓発活動に努めます。
- 定期的に障害者虐待防止ネットワーク推進会議を開催し、障害者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組むとともに、これらの体制や取組について、定期的な検証を行い、必要に応じて見直し等を行います。
- 障害者虐待の未然防止や権利擁護に関する研修等の指導者を養成するため、障害者関係団体等が推薦する者を国が実施する研修等へ参加させます。
- 虐待の未然防止、早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応及びその後の適切な支援が行われるよう、令和4（2022）年度から障害福祉サービス事業所等に義務化された研修の実施、虐待防止委員会の設置及び虐待防止責任者の設置や、身体拘束等を行う際に必要な記録、身体拘束適正化委員会の設置等、指針の整備及び研修の実施について指導・徹底します。
- 相談支援事業者（相談支援専門員等）に、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町との連携の重要性について周知を図ります。
- 精神科病院を対象とした会議等の機会を通じ、病院管理者に対し、虐待防止等の取組の重要性について周知徹底を図るとともに、精神科病院における相談体制や業務従事者に対する

研修等の取組状況を定期的に確認し、必要な指導を行います。

(2) 権利擁護の推進

現 状

- 県社会福祉協議会は市町社会福祉協議会と役割分担して、福祉サービスの利用や日々の暮らしに必要なお金の管理に困っている人などを対象とした、福祉サービス利用援助事業（かけはし）を実施しています。
- 認知症高齢者や知的・精神障害者等、判断能力の不十分な人の増加が見込まれる中、従来の福祉的な相談支援では対応しきれない相談や、財産管理や介護サービスの利用等に関する契約締結などを行う成年後見制度等の権利擁護支援の必要性が高まっています。
- 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4（2022）～令和8（2026）年度）では、本人及び関係機関からの成年後見制度等に関する相談への助言や、司法、福祉、医療等が連携した仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構築に向けた中核機関の設置の方針が示されていますが、中核機関を整備している県内市町は、令和5（2023）年3月時点で9市町に留まっています。
また、市町は権利擁護支援の地域連携ネットワークを段階的に進めるため、成年後見制度利用促進基本計画の策定に努めるものとされています。
- 本県における成年後見制度の利用者数は、年間200件程度増加していますが、司法専門職等が不在の地域もあり、利用開始までに時間を要しています。
- 本県において市民後見人の養成している市町は令和5（2023）年3月時点で3市に留まっています。

課 題

- 福祉サービス利用援助事業（かけはし）の利用世帯は増加傾向にあり、特に生活困窮などの複雑な諸問題を抱えるケースが増えていることから、これらの課題に対応できるよう、利用者の支援を行う生活支援員や専門員の確保とスキルアップを図るとともに、支援の円滑化に向けて関係機関との連携強化を図っていく必要があります。
- 成年後見制度等の権利擁護支援の取組は、各市町で進められていますが、司法専門職との連携や成年後見制度利用等に係る提供体制（中核的機能）の構築には地域差が生じており、構築済みの市町においても、ノウハウ蓄積等の課題があるなど、各市町の実情等に応じた支援が必要です。
- 成年後見制度利用促進基本計画を策定している市町は16市町に留まっており、市町の計画策定を支援する必要があります（令和5（2023）年3月時点）。
- 市町においては、権利擁護を担う人材の確保・育成に苦慮しているなどの共通課題も多く、市町域を超えた広域的な対応も必要です。
- 司法専門職等において、意思決定支援や身上保護の福祉的な視点が十分でない運用がなさ

れているケースがあり、制度利用のメリットや効果が十分発揮されていません。

また、成年後見制度を必要とする人が不安なく支援を受けられるよう、制度を分かりやすく周知する必要があります。

- 市民後見人の養成が進んでおらず、また、養成している市町においても、受任まで至るケースは多くない状況にあり、市民後見人の確保等に向けた取組が必要です。

取組の方向性

- 福祉サービス利用援助事業（かけはし）の一層の周知を図るとともに、生活支援員や専門員の担い手の確保、質の向上を図るため、県社会福祉協議会等が実施する研修や関係機関との連携体制の構築に向けた取組を支援します。
- 各市町において、成年後見制度等の権利擁護の相談が受けられ、司法専門職等と連携して課題を整理し、解決策の方針が決定できる体制構築に向けて、アドバイザーの派遣を通じた市町支援を強化します。
また、成年後見制度の利用等に係る困難ケースへの専門家派遣や機能強化研修の開催等、各市町の取組の充実・強化に取り組みます。
- 市町の成年後見制度利用促進基本計画の策定に向け、情報提供や助言等を行います。
- 成年後見制度等に関わる人材が確保され、質の高い支援を提供する仕組みを整えるため、専門職団体や家庭裁判所等で構成する県域単位の協議会を設置して、関係団体等と連携・協力し、広域的に人材を確保します。
- 関係機関等を対象とする制度利用に関するガイドラインの作成や、意思決定支援・身上保護に関する研修の開催等により、必要な人材の確保と質の向上に取り組みます。
また、県民向けに成年後見制度等の普及啓発を行い、理解促進と支援を要する人のニーズ把握を行います。
- 市民後見人を養成している市町に対する支援を行うとともに、複数市町での市民後見人の養成等について検討します。

(3) 選挙等における配慮

現 状

- 身体に重度の障害がある人は、入所する施設や郵便などによる不在者投票ができます。
また、投票所では点字による投票や、自ら投票用紙に記入することができない人のための補助者による代理投票ができます。
- 県選挙管理委員会が執行する選挙においては、障害者に点字、音声及び拡大文字（県議会議員一般選挙、県知事選挙は除く。）により、当該選挙・候補者情報を提供する選挙のお知らせを作成・配付しています。
- 市区町選挙管理委員会には、投票所環境の整備の働きかけを行っており、建物の2階以上に投票所が設けられる場合でも、適切な措置が講じられています。

【図表2-1-3 入口と同一フロアにない投票所等（第26回参議院議員通常選挙：令和4（2022）年7月10日執行）】

区 分	入口と投票所が 同一フロアにないもの	うち昇降機の 措置あり	人的介助	措置なし
期日前投票所	24	24	0	0
投 票 所	19	16	3	0

【図表2-1-4 入口に段差のある投票所等（第26回参議院議員通常選挙：令和4（2022）年7月10日執行）】

区 分	投票所の入口に 段差のあるもの	簡易スロープ 設置	人的介助	その他	措置なし
期日前投票所	10	1	9	0	0
投 票 所	475	293	175	7	0

※ その他：踏み台、カーバットなど

- また、障害により介添を要する者が投票する場合、投票事務従事者が介添えするとともに、対応できる設備（車椅子等）について配慮がなされています。

課 題

- 障害者支援施設については、身体障害者支援施設のみが不在者投票のできる施設に指定できるとされていますが、知的・精神障害者支援施設については、不在者投票のできる施設に指定できません。
また、現実的に投票所へ行くことが困難な状況にある重度の視覚障害者などは、現行制度では郵便による不在者投票ができる対象要件とされていません。
- 知事選挙などにおける政見放送では、字幕の付与が認められておらず、聴覚障害者が候補者の政見を知る機会が限られています。
また、投票用紙記載場所での掲示物には法的制約があり、読字障害者などが候補者の氏名を記載するに際して、困難を感じる場合があります。

取組の方向性

- 全国の都道府県選挙管理委員会で組織する都道府県選挙管理委員会連合会を通じて、不在者投票のできる施設の対象施設の拡大や重度の視覚障害者などを郵便による不在者投票の対象とするよう、障害の状況に配慮した投票制度の整備や全ての政見放送への手話通訳・字幕の付与を要望していきます。

II 自立と社会参加の促進

《この分野の目指す姿》

障害者が自らの意思で社会参加の機会や場を選択し、教育や就労、スポーツ、文化芸術等の様々な機会を通じて、持てる能力を発揮し、生きがいを持って暮らせる社会が実現しています。

1 教育

(1) 就学相談支援体制の確立

現 状

- 市町の教育支援委員会の機能化及び適正な就学相談支援のため、市町教育委員会の専門性の向上を図る研修等を行っています。
- 保護者等に対する支援として、県の特別支援教育の状況や教育相談についての幅広い情報を紹介する教育支援ガイドブックを、県教育委員会ホームページ（ホットライン教育ひろしま）に掲載しています。
- 障害のある幼児児童生徒の就学相談支援を適正に行い、特別支援教育の円滑な実施を図るため、県に特別支援教育指導委員会を設置しています。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の趣旨等を踏まえ、県立学校のバリアフリー化を進めています。
- 障害のある幼児児童生徒の就学（園）機会の拡大を図るために、障害のある幼児児童生徒を積極的に受け入れている私立幼・小・中・高等学校に対して助成しています。

課 題

- 障害のある幼児児童生徒の増加、教育的ニーズの多様化を踏まえ、保護者に対する適切な情報提供を行うとともに、就学先決定を適正に行うため、市町教育委員会の専門性を更に高めていく必要があります。
- 市町において、医療・福祉と連携した早期からの就学相談支援の充実を図るとともに、乳幼児期から学校卒業までの一貫した指導・支援ができるような仕組みを構築する必要があります。
- 障害のある子供がその年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、市町教育委員会の適正な就学相談支援を支援していく必要があります。
- 県立学校において、障害のある幼児児童生徒等が、支障なく安心して学校生活を送ることができるよう、バリアフリー化を更に推進していく必要があります。
- 私立幼・小・中・高等学校において、障害のある幼児児童生徒の個々の特性を踏まえた十

分な教育が受けられるように、合理的配慮及び必要な支援が提供される状況を一層推進する
必要があります。

取組の方向性

- 保護者が、子供の可能性を最大限に伸ばせる教育の場に関する正確な情報について理解
できるよう、市町教育委員会等の関係機関に対して教育支援ガイドブックの活用を促します。
- 市町教育委員会からの要請に応じ、教育的ニーズの整理と合理的配慮等の必要な支援の内
容の検討に係る助言等を行い、市町教育委員会の就学相談支援体制を支援します。
- 県立学校における段差解消やエレベーターの整備など必要な整備を進めていきます。
- 障害のある幼児児童生徒の就学（園）機会の拡大を図るために、引き続き、障害のある幼
児児童生徒を積極的に受け入れている私立幼・小・中・高等学校に対して助成していきます。

(2) 幼・小・中・高等学校等の支援体制の整備

現 状

- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒が年々増加しています。

【図表 2-2-1 特別支援学級の在籍者数等の推移（各年度5月1日現在）】

(単位：人)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特 別 支 援 学 級 在 籍 者	7,180	7,898	8,625	9,384
通級による指導を受けている児童生	2,335	2,479	2,648	2,795

※ 広島市を含む公立小・中学校等

- 障害のある生徒等一人一人の教育的ニーズに対応するため、乳幼児期から学校卒業後ま
での一貫した長期的な計画である「個別の教育支援計画」と、指導目標や指導内容・方法を具
体的に盛り込んだ計画である「個別の指導計画」（以下「個別の指導計画等」という。）を
作成している学校の割合が高まり、概ね全ての公立学校で特別支援教育を推進するための基
本的な支援体制が整備されています。
- 教員の専門性や施設・設備を生かした地域の特別支援教育に関するセンター的機能を果た
すよう、特別支援学校の体制を整備しています。

課 題

- 個別の指導計画等の作成率は向上していますが、特別な支援を必要とする生徒等全員には
作成されておらず、活用状況も十分とはいえない状況にあります。
- 障害のある幼児児童生徒の保護者からの教育相談や認定こども園・保育所・幼稚園、小・
中学校等及び高等学校等からの支援要請が増加、多様化しており、指導・支援についての情
報発信を含め、特別支援学校のセンター的機能を更に充実させる必要があります。

取組の方向性

- 特別な支援を必要とする生徒等全員に対する個別の指導計画等の作成や、校種間の円滑な接続に向けた個別の指導計画等の活用の必要性について、研修等で周知を図ります。
- 特別支援学校の教育相談担当教員が地域の小・中学校等へ出向いて行う特別支援教育に係る相談、助言、研修協力を行うなど特別支援教育のセンター的機能を充実させるとともに、教育相談主任及び特別支援教育コーディネーターとしての資質向上を図るため、教育センターや大学等と連携した専門研修の更なる充実を図ります。

(3) 教職員等の専門性の向上

現 状

- 教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、毎年、免許法認定講習を開催し、特別支援学校教諭免許状（以下「免許状」という。）の取得を推進していますが、免許状保有率が伸び悩んでいます。
- 小・中学校等の通常の学級における発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する令和4（2022）年の国の調査において、学習面又は行動面で困難を示す児童生徒の割合は8.8%程度となっています。
- 小・中学校等の自閉症・情緒障害特別支援学級をはじめ、特別支援学級や通級による指導の対象となる児童生徒が増加しています。

課 題

- 特別支援学校においては、新規採用や異動により一定の免許状未保有者がいるため、採用又は異動した教員全員が3年以内に免許状を取得するよう指導していく必要があります。
- 小・中学校等及び高等学校等の教員一人一人が、発達障害等、学習面や行動面で、何らかの困難を示す幼児児童生徒に対する支援を進めていく必要があります。
- 特別支援学級担任及び通級による指導を担当する教員の特別支援教育に関する専門性を高めていく必要があります。

取組の方向性

- 免許法認定講習を継続して実施するとともに、免許状未保有者に対し、受講を促進するなど、より多くの特別支援学校及び小・中学校等の教員が早期に免許状を取得できるための取組を進めます。
- 特別支援学級担任及び通級による指導を担当する教員、特別支援教育コーディネーターへの研修を実施することにより、市町の特別支援教育の中核的な役割を担う人材の養成を図ります。

(4) 特別支援学校の充実

現 状

- 特別支援学校にジョブサポートティーチャー（就職支援教員）を配置し、新規職場開拓等就職指導の充実を図っています。また、技能検定を開催することで、生徒の就職意欲を高めるとともに、働く態度の育成や技能の修得を図っています。
- 日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置し、安全かつ適正な医療的ケアの実施体制の整備を図っています。
- 全ての県立特別支援学校にタブレット型情報端末を整備し、授業における効果的なデジタル機器活用の促進を図っています。
- 知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の在籍者数の増加に対応した教育環境の整備を行っています。

【図表 2-2-2 県内の特別支援学校の在籍者数の推移（各年度5月1日現在）】

（単位：人）

障 害 種 別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視 覚 障 害	50	48	43	40	45
聴 覚 障 害	109	102	98	93	87
知 的 障 害	2,367	2,335	2,363	2,389	2,438
肢 体 不 自 由	248	262	253	260	251
病 弱	14	16	18	15	12
計	2,788	2,763	2,775	2,797	2,833

※ 広島市を含む

課 題

- 幼児児童生徒一人一人の障害の種別・程度、発達段階及び教育的ニーズに応じた専門的な指導の充実、特に、職業的自立を促進する取組の充実を図る必要があります。
- 幼児児童生徒の障害の多様化に伴い、学校での医療的ケアの実施や対応方法について、専門的な判断を必要とする事例が増加しています。
また、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、特別支援学校の医療的ケア児及びその家族への支援について、引き続き、検討するとともに、必要な支援を実施する必要があります。
- 幼児児童生徒一人一人の発達段階や教育的ニーズに応じた授業を行っていくため、教員のタブレット型情報端末などのデジタル機器の活用能力を高める取組が必要です。
- 知的障害のある児童生徒の増加に対応するため、引き続き、児童生徒に適切な教育を行うための教育環境の整備を行う必要があります。

取組の方向性

- ジョブサポートティーチャーによる生徒との就職面談や新規職場開拓を実施するなど、生徒本人の希望に応じた進路決定を促すとともに、技能検定と関連付けて作業学習等の授業改

善を図ります。

- 特別支援学校に配置している看護師や教員に対する研修を実施するとともに、指導医からの指導・助言を受けられるようにするなど、安全かつ適正な医療的ケアの充実を図ります。
- 特別支援学校におけるデジタル機器を活用した実践事例を共有するとともに、デジタル機器を活用した研修を実施する等により、教員のデジタル機器の活用の促進を図ります。
- 特別支援学校の在籍者数の推移、学校施設の状況及び特別支援学校設置基準等を踏まえ、引き続き、障害のある幼児児童生徒に適切な教育を行うための教育環境の整備に取り組みます。

(5) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

現 状

- 県民の多様な学習ニーズに応えるため、大学やNPO等が実施する講座等の情報を県教育委員会ホームページで発信しています。
- 県立図書館では、資料の郵送貸出等の障害者サービスを実施するとともに、障害者サービスを紹介するコーナーの設置や当該サービスの体験会等を行っています。
- 知的障害等がある人にとっても、読みやすい「LLブック」の配架や車椅子に配慮した通路幅を確保する等、県立図書館において、障害のある方に配慮した環境整備を行っています。

課 題

- 障害者の社会参加を更に進めていくため、障害者の生涯学習支援の取組を広く発信する必要があります。
- 障害のある方の多様な学習ニーズに応えるため、障害のある方にも利用しやすい図書館資料を充実させる必要があります。

取組の方向性

- 障害者の生涯学習支援に関する模範的な取組や、障害のある方も参加できる講座等の情報を収集し、県教育委員会ホームページ等で広く県内へ発信します。
- 県立図書館において、障害のある方にも利用しやすい資料を充実させる等、障害者の読書環境を整備します。

2 雇用・就労の促進

(1) 企業等の理解促進

現 状

- 障害者雇用義務を有する県内企業における障害者の実雇用率は、令和5（2023）年6月1日現在で2.48%（2,430社）と法定雇用率（2.2%・2.3%）を4年連続で上回り、法定雇用率を達成している企業の割合は52.1%と半数を超えたものの、法定雇用率未達成企業1,165社のうち、障害者を1人も雇用していない企業は684社で、未達成企業全体に占める割合は58.7%（企業全体に占める割合は28.1%）となっています。

【図表2-2-3 障害者雇用義務を有する県内企業の障害者雇用状況】

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
企 業 数 ①=②+③	2,361社	2,356社	2,437社	2,474社	2,430社
雇用率達成企業数 ② (割合) ②/①	1,136社 (48.1%)	1,155社 (49.0%)	1,170社 (48.0%)	1,225社 (49.5%)	1,265社 (52.1%)
雇用率未達成企業数 ③	1,225社	1,201社	1,267社	1,249社	1,165社
雇用障害者数が 0人の企業数 ④ (割合) ④/③	720社 (58.8%)	703社 (58.5%)	735社 (58.0%)	735社 (58.8%)	684社 (58.7%)
雇 用 障 害 者 数 (雇用率算定用換算人数)	11,118.5人	11,460.5人	11,962.0人	12,584.5人	13,082.0人
実 雇 用 率	2.18%	2.25%	2.3%	2.38%	2.48%

※ 対象企業は従業員H30～R2が45.5人、R3～が43.5人以上規模

- 平成25（2013）年6月に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」において、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供が義務付けられるとともに、法定雇用率は平成30（2018）年4月から2.2%、令和3（2021）年3月から2.3%に引き上げられました。今後更に、令和6（2024）年4月から2.5%、令和8（2026）年7月から2.7%に引き上げられることとなっています。
また、平成30（2018）年度からは法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加えられ、令和6（2024）年度からは重度障害者の算定範囲が広がる見込みとなっています。
- 障害者雇用の促進に向け、企業に対し啓発広報活動を実施しています。
- 県では、「あいサポート運動」に取り組む企業又は団体を「あいサポート運動企業・団体」として認定し、企業又は団体による実践的な「あいサポート運動」の一層の促進を図り、もって共生社会の実現を目指しています。また、平成27（2015）年度より、企業内での「あいサポート運動」の普及や障害者の職場定着を促進することを目的として、企業・団体内での「あいサポーター研修」の実施や、職場の障害者の相談支援等を行う「就労支援メッセージャー」を養成しています。
- 「あいサポート運動企業・団体」に対して、出前講座を実施することにより、様々な障害の特性や配慮の仕方を理解し、障害者と共に働く環境づくりに取り組んでいます。

課 題

- 障害者雇用義務を有する県内企業の実雇用率は法定雇用率を達成しましたが、今後、法定雇用率の更なる引き上げが見込まれているため、引き続き、障害者雇用の充実・強化を図る必要があります。
- 企業が障害者を雇用するにあたり、障害特性に対する従業員の理解促進や雇用ノウハウの共有に取り組む必要があります。
- 障害者の就労や職場定着支援に取り組む企業を増やすため、さらなる「あいサポート運動企業・団体」数の増加及び企業内での取組の推進を図っていく必要があります。

取組の方向性

- 障害者雇用に関する啓発資料の作成・配布、雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」への掲載等により県内企業等への広報・啓発を行います。
- 障害者の特性を活かして重要な働き手として雇用している企業等の見学やセミナー等、障害者への理解促進と雇用促進を図ります。
- 障害者雇用に積極的な企業・事業所の表彰及び職場環境の整備等に係る取組事例の紹介により雇用の促進を図ります。
- 障害者の積極的な雇用について経済団体に要請していきます。
- 「あいサポート運動企業・団体」の認定の少ない業種を中心に、関係団体等を通じ、「就労支援メッセンジャー養成研修」の受講や「出前講座」の実施を強く働きかけ、あいサポート運動への参加を推進します。
- 障害者の就労や地域生活の充実を図るため、先導的な取組を行う「あいサポート運動企業・団体」を表彰し、その取組を他の企業・団体にも共有することで、全体的な取組の推進に取り組みます。

(2) 公的機関における雇用促進

現 状

- 県職員及び教員の採用試験において、障害の状況に応じた対応や合理的配慮を行うとともに、障害のある方を対象とした選考を実施し、障害者の就労機会の拡充を図っています。
また、県教育委員会では、本庁、地方機関及び教育機関（県立学校含む。）において、事務補助等の業務を行う非常勤職員として、障害のある方を雇用しています。

【図表 2-2-4 広島県における障害者の雇用状況（実雇用率）（各年6月1日現在）】

（単位：％）

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
知 事 部 局	2.61	2.50	2.63	2.68	2.64	2.63
教 育 委 員 会	1.37	2.09	2.59	2.68	2.69	2.68
警 察 本 部	2.54	2.56	2.43	2.56	2.23	2.64

※ 公的機関の法定雇用率は、令和3年2月までは2.5%（教育委員会は2.4%）、令和3年3月から2.6%（教育委員会2.5%）。

- 県内市町では、令和5（2023）年6月1日現在、33機関（広島市を含む。）中31機関において障害者の法定雇用率が達成されています。

課 題

- 今後、法定雇用率の更なる引き上げが見込まれているため、民間企業に先立って、障害者雇用に積極的に取り組む必要があります。

取組の方向性

- 引き続き、県職員及び教員の採用試験において、障害のある方を対象に、障害の状況に応じた対応や合理的配慮の提供に考慮した選考を実施し、障害者の就労機会の拡充を図るとともに、雇用された障害者の定着・活躍に向けた取組を実施します。
また、県教育委員会では、障害者のそれぞれの特性を生かして教職員の業務効率化と負担軽減を図るためのサポート業務に従事する職員として任用するなど、就労機会の提供に取り組んでいきます。
- 法定雇用率の達成に向けた障害者雇用や厚生労働省のガイドラインに基づく確認などについて、県内市町に助言を行います。

(3) 就業機会の拡充と雇用促進

現 状

- 県内の公共職業安定所における障害者の新規求職申込件数、就職件数は次のとおりです。

【図表2-2-5 県内の公共職業安定所を通じた障害者の職業紹介状況】

(単位：件)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規求職申込件数	4,592	4,868	4,791	5,038	4,981
就 職 件 数	2,421	2,275	1,955	2,132	2,016

- 障害者雇用義務を有する県内企業において雇用されている障害者の人数は毎年増加し、令和5年（2023）年6月1日現在では11,439人（2,430社）となっています。

【図表2-2-6 障害者雇用義務を有する県内企業の障害者雇用状況（各年6月1日現在）】

(単位：人)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
雇用障害者実人数	9,526	9,920	10,519	11,154	11,439

- 就業機会の拡大及び雇用の促進・維持を図るため、雇用関係施策を実施しています。
- 全ての障害保健福祉圏域に設置している障害者就業・生活支援センターでは、雇用、保健福祉、教育等の関係機関と連携した中核的な拠点として、個々の障害者に応じた就業面及び

生活面の一体的な相談支援を行うことにより、障害者の一般就労及び職場定着に努めています。

同センターの登録者数は増加傾向で推移しており、令和4（2022）年度の相談支援件数は10年前と比較して1万件以上増加していますが、令和4（2022）年度末時点の職場定着率は、就職後6か月経過後は89.1%ですが、1年経過後は81.9%に下がっています。特に、精神障害者の定着率が大幅に下がっている状況となっています。

【図表 2-2-7 障害者就業・生活支援センターの取組状況】

(単位：所、人、件)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
センター数	8	8	8	8	8
登録者数	783	800	802	819	838
相談・支援	4,302	4,312	4,735	4,884	4,901
職場実習等あっせん	43.8	54.4	37.4	36.0	36.5
就職件数	66.1	73.9	60.3	57.3	62.4

※ 登録者数等は1センター当たり平均

- 就労移行支援事業所を通じた就労実績は低調であり、事業所数も減少傾向にあります。また、障害者の一般就労後の離職を防止し、職場定着を促進するため、平成30（2018）年度から就労定着支援サービスが導入されましたが、令和5年（2023）年4月1日現在の事業所数は37事業所となっています。

課 題

- 障害者の職場定着に当たっては、障害の特性を把握、理解した上で、日常的な業務遂行を支援するとともに、勤務状況等に変化があった場合は、迅速かつ的確に対応する必要がありますが、障害者本人の就労能力や適性を十分に把握できておらず、希望に応じた働き方や就労先の選択に必ずしも結びついていないため、障害者の職場定着につながらない場合があります。
- 特に、法定雇用率が令和8（2026）年7月までに段階的に引き上げられ、その後も引き上げられることが予測されるため、就労系障害福祉サービスから民間企業等への就職が増加するものと考えられます。
- このため、多様な就労ニーズに適切に対応するためには、障害者就業・生活支援センターを中核的な拠点として、市町や広島障害者職業センター、広島労働局、障害福祉サービス事業者等の関係機関の一層の連携強化が必要となります。

取組の方向性

- 就業機会の拡大及び雇用の促進・維持を図るため、引き続き、雇用関係施策を推進します。
 - ・ 障害者と事業主とが参加する合同就職面接会の共催による雇用・就業機会の拡大
 - ・ 職場適応訓練制度の活用による就業機会の拡大・雇用の維持
 - ・ 新たに障害者を常用雇用する等の要件を満たす中小企業に対する資金の融資による雇用促進

- 障害者の特性を活かして重要な働き手として雇用している企業等の見学・セミナー等、障害者への理解促進と雇用促進を図ります。
- 障害者の一般就労を促進するため、障害者の就労ニーズや、就労に伴う課題を把握するとともに、効果的な対策の検討や先進事例等に係る情報共有化を行い、関係機関や民間企業等との連携による支援、取組の促進に努めます。具体的には、障害者雇用を希望する企業に研修会や相談会等への積極的な参加を呼びかけます。
- 障害の特性を理解した上で障害者雇用を開始するなど、経営者、従業員の意識の向上、改革を図る必要があることから、出前講座等による「あいサポーター研修」や、「あいサポート運動企業・団体」認定申請への働きかけを行います。
- 一般就労への移行や職場定着支援を一層推進するため、引き続き、就労移行支援サービスや就労定着支援サービスの提供体制の確保に努めるとともに、新たに創設される就労選択支援サービスを円滑に実施できるよう、関係機関と連携して事業者参入に努めます。
また、障害者就業・生活支援センターが中核的な役割を果たせるよう、市町や就労選択支援事業所等の障害福祉サービス事業所との連携強化を図ります。

(4) 工賃向上のための取組

現 状

- 障害者が地域で自立した生活を送るためには、それぞれの適性や能力に応じて就労し、経済的にも自立できることが必要ですが、就労継続支援B型事業所における平均工賃月額、令和4（2022）年度実績で18,005円に留まっており、障害基礎年金等の収入を合わせても十分とは言えない状況となっています。
- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律」に基づき、広島県優先調達方針を作成し、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の一層の推進に取り組んでおり、令和4（2022）年度の実績額は、市町・独立行政法人分と合わせて約3億6,360万円となっています。
また、「あいサポート運動企業・団体」に対し、製品の購入等を働きかけるなど、官民一体となった発注拡大等の取組を進めています。
- 各就労継続支援B型事業所は、独自の受託元や販売先の確保に努めていますが、単独の事業所での受注や販路拡大には限界があり、事業所相互の連携が必要となっています。
- このため、平成24（2012）年度から県内全ての事業所を対象に、県就労振興センターによる共同受注窓口を設置し、事業者情報の収集・提供、企業・官公庁への営業・受注確保、事業所間の受注調整、発注者と事業所とのマッチング等を行っています。
- また、広島市と連携し、障害者就労施設の製品を販売している「ふれ愛プラザ」の運営を支援し、事業所活動の情報発信や販売体験を実施するとともに、企業等と連携した販売会やイベントへの参加、市町と連携した販売キャンペーンの実施等を通じて、障害者就労施設での活動や、製品等を知ってもらう機会・場を確保しています。
- 平成28（2016）年から、農産物の生産に取り組む就労継続支援事業所へ農業の専門家を派

遣し、農業技術の指導・助言等を行うとともに、農業生産者と就労継続支援事業所との施設外就労（請負）のマッチング等を支援しています。

課 題

- 就労継続支援B型事業所における工賃を収入として、障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害基礎年金等による収入を合わせても十分ではないため、一層の工賃向上に取り組む必要があります。
- 毎年度、広島県優先調達方針を作成していますが、制度が十分理解されていないため、制度の趣旨や手続きを明確にし、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を一層促進する必要があります。
- 各事業所は、提供可能な製品やサービス情報の周知、広報を積極的に行うとともに、企業や官公庁等への営業活動に取り組み、販売力の向上を図る必要があります。
- 共同受注窓口は、企業・官公庁等のニーズを把握し、ニーズに即した商品開発やサービス提供などを事業所に提案、調整するなど、事業所との連携や支援機能の強化が求められています。
- 県内の障害者就労施設等の製品の販売拡大を図るためには、「ふれ愛プラザ」や障害者就労施設の製品の認知度を高める必要があります。
- 「ふれ愛プラザ」の売上増と自立的運営に向けて、設置主体である県就労振興センターの取組を引き続き、充実強化していく必要があります。
- 農産物を生産する就労継続支援事業所では、栽培方法・品質向上等に係る知識の習得が図られつつある一方、安定的な生産や販路の確保・拡大につなげていない事業所もあります。また、農業生産者と就労継続支援事業所とのマッチングによる施設外就労（請負）は行われていますが、期間限定のスポット的な作業となっているなど、農福連携の定着・拡大が十分ではありません。
- また、農福連携の具体的な手法等をアドバイスする専門人材である「農福連携技術支援者」は県内で令和4（2022）年度末時点において、8名に止まっており、農福連携を推進するためには更なる人材を確保する必要があります。

取組の方向性

- 就労継続支援B型事業所が作成する事業所の工賃向上計画について、平成30（2018）年度から各事業所において利用者に支払う工賃状況を管理できるよう、個別支援計画と連動した様式に変更しており、事業所での工賃水準の向上が進むよう、引き続き、取組を進めます。
- 第5期の工賃向上計画（計画期間：令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）により、事業所の工賃分析や取組成果を踏まえ、更なる工賃向上を目指していきます。

【図表 2-2-8 平均工賃の推移と目標額】

(単位：円)

区 分	実 績			目 標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月 額	16,779	17,412	18,005	19,100	19,700	20,300
伸び率 (前年度比)	97.7%	103.8%	103.4%	—	103.1%	103.1%
時間額	245	253	271	290	300	310
伸び率 (前年度比)	101.2%	103.3%	107.1%	—	103.4%	103.4%

- 専門家による事業所職員向けのスキルアップ研修やアドバイザー派遣による技術指導や経営指導を行い、製品の品質向上だけではなく、事業所の企画開発力や販売力の向上を図ります。
- 広島県優先調達方針を県全体で共有、周知し、優先調達の執行体制を確立するとともに、事業所が提供可能な製品やサービス情報を収集し、県ホームページ等により、「あいサポート運動企業・団体」等に対する情報提供や広報を行うなど、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ります。
- 共同受注窓口による企業・官公庁等への積極的な働き掛けや、受注確保、販路開拓、マッチング等の取組により、事業所の受注拡大への支援を行っていきます。
- 「ふれ愛プラザ」で販売している障害者就労施設等の製品の認知度を向上させるため、ホームページやSNS等、県の広報媒体を積極的に活用するとともに、マーケティング手法の導入なども含めて、消費者ニーズに対応した商品の企画開発や品質向上、イベントや催事等への出展等による製品PR等の取組を支援していきます。
- 引き続き、農業の専門家を就労継続支援事業所へ派遣し、農業技術等の指導・助言を行うとともに、農福連携の施設外就労（請負）などのマッチングを支援する人材の育成等に取り組めます。

(5) 職業能力開発の充実

現 状

- 障害者の態様に応じた多様な職業訓練を実施し、障害者の就職に必要な知識・技能習得を支援することにより、障害者の雇用を促進しています。

【図表 2-2-9 広島障害者職業能力開発校の定員数（令和5（2023）年）】

(単位：人)

訓練科名	CAD技術科	情報システム科	WEBデザイン科	OAビジネス科	事務実務科	総合実務科	チャレンジコース (総合実務科)	計
訓練期間	2年	2年	2年	1年	1年	1年	6か月	—
定 員	30	20	20	20	10	30	5×2回	140

【図表 2-2-10 障害者委託訓練定員の推移】

(単位：人)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定 員	106	100	96	96	94

- 訓練手当については、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づく職業転換給付制度の給付金の一つとして、広島障害者職業能力開発校等の訓練生に対し、訓練期間中の生活の安定を図るための支援措置を実施しています。

【図表 2-2-11 支給人数・支給額の推移】

(単位：人、千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給人数	67	54	65	54
支給額	73,334	63,282	72,026	57,723

課 題

- 障害者の就職件数が近年上昇傾向にある中で、就職に至らない比較的重度の障害者の就職率の向上を図るため、能力・適性に応じた職業訓練及び生活リズム・対人スキル等職業生活全般に渡る職業能力の習得支援を行うとともに、県内の企業や業界団体等との連携を強化する必要があります。

取組の方向性

- 障害の程度や障害者の能力・適性、地域の障害者雇用ニーズに対応した職業訓練を実施します。
- 広島障害者職業能力開発校等で職業訓練を受ける障害者に対し、引き続き訓練手当を支給することで訓練受講期間中の生活を安定させ、受講を促進します。
- 企業訪問や企業を招いた説明会等による企業へ周知・広報活動を行うとともに、訓練生の企業実習の受け入れ等を通じて、県内の企業や業界団体等との連携を強化します。

3 情報の保障の強化

(1) 情報アクセシビリティの向上

現 状

- 令和4（2022）年5月に、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行され、障害の特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等、情報取得に係る取組の促進を図ることが求められています。
- コロナ禍において、対面による人と人との接触の機会が減少した一方で、オンラインでの会議等が広く受け入れられたことにより、外出が困難な人とのコミュニケーションの機会や選択肢が増加し、ICTを活用した意思疎通手段の導入も進められているため、ICTが障害のある人の社会参加に与える影響もますます大きくなることが予測されます。

<障害者ITサポートセンター>

- IT（情報技術）を活用した障害者の社会参加及び就労促進を図ることを目的に、障害者ITサポートセンターを設置し、障害者の情報通信機器の利活用に係る相談・情報提供、ICT機器・タブレット端末等の体験会、支援者養成セミナー等を実施していますが、令和4（2022）年度の相談件数は42件に留まっており、十分活用されていません。

<県立視覚障害者情報センター>

- 県立視覚障害者情報センターでは、視覚障害者情報提供施設として、主に点字刊行物、視覚障害者用の録音図書等の閲覧や貸出し、点字・録音図書の製作、点訳・朗読奉仕員等の養成等を行っており、利用者ニーズの変化に対応し、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の書誌データのダウンロード等、インターネットによる図書利用の促進や、視覚障害者向けのデジタル録音図書である「デイジー図書」等の蔵書の充実を図っています。

【図表2-2-12 県立視覚障害者情報センターの蔵書状況（令和5（2023）年3月31日現在）】
（単位：冊）

区 分	タイトル数	区 分	タイトル数
点 字 図 書	11,440	音 声 デ イ ジ ー 図 書	9,731
カ セ ッ ト テ ー プ 図 書	12,016	マ ル チ メ デ ィ ア デ イ ジ ー 図 書	1
オ ー デ ィ オ ブ ッ ク	68	テ キ ス ト デ イ ジ ー 図 書	245

また、点字によらなければ日常生活上必要な情報が得られにくい重度の視覚障害者に対して、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合会において点訳され、送信された最新の新聞情報等を登録者へ提供しています。

<県聴覚障害者センター>

- 県聴覚障害者センターでは、テレビ番組等に字幕・手話を挿入したビデオカセットテープ・DVDや情報機器の貸出し、手話通訳者の養成、電話リレーサービス等を実施し、聴覚障害者の社会参加を支援するために情報バリアフリー化を推進するとともに、電話リレーサービス等の周知を図っています。

【図表2-2-13 県聴覚障害者センターの作品所蔵状況（令和5（2023）年3月31日現在）】

(単位：作品)

区 分	タイトル数
ビ デ オ	2,836
D V D	1,580

<その他の取組>

- ひろしま県民だよりについては、県立視覚障害者情報センターを通じて、希望者に点字版、テープ・デイジー版を送付するとともに、県のホームページ上に点字データと音声データを掲載しています。
また、テレビ局とのタイアップによるテレビ広報ではクロズドキャプションの対応に努めるとともに、県公式アカウントでSNSに掲載する動画では字幕の対応をしています。
- 県ホームページについては、高齢者や障害者を含めた誰もが支障なく利用できるようにするためのアクセシビリティガイドラインを策定しており、システムによりアクセシビリティをチェックする仕組みとなっています。
- 県が主催する全県的なイベントのチラシ等のほか、身体障害者手帳の交付決定通知文書等、視覚に障害のある方を対象とした文書については、原則として音声コードの貼付をすることとしています。

【図表2-2-14 イベントチラシ等への音声コードの貼付状況】

(単位：種類、部)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
種 類	15	13	17	16
発 行 部 数	551,370	591,541	261,995	207,391

- 令和5（2023）年2月現在、行政文書等への音声コードの貼付の取組を実施している市町は12市町となっています。

課 題

- 障害者による情報の取得利用や円滑な意思疎通が行える環境は整備されつつありますが、障害の種類や程度に応じて、あらゆる場面で、手話、音声、字幕、点字などにより、情報を取得利用する手段を選択できるよう、一層の取組が必要となります。

<障害者ITサポートセンター>

- 社会全体のデジタル化が進む中で、障害者ITサポートセンターは、ICT技術の革新や意思疎通支援に係る新たなニーズを踏まえ、障害者等のICT機器の利用機会の拡大や、活用方法の習得を支援するとともに、障害の特性に応じたICT指導者や支援者を養成する必要がありますが、障害者支援団体とのつながりが弱く、地域の障害者や支援者のニーズを十分に把握できていないため、支援する障害の種類や地域に偏りが生じている状況となっています。

<県立視覚障害者情報センター>

- 県立視覚障害者情報センターでは、視覚障害の特性や利用者のニーズに応じたサービス提供が求められています。特に、ICTの進展に伴い、視覚障害者においても、情報の取得等

でICTの利活用等が求められる場面が増えているため、時代に合った情報の提供を行う必要があります。

<県聴覚障害者センター>

- 県聴覚障害者センターでは、字幕や手話入り録画物の製作・貸出し等といった、聴覚に障害のある方への情報提供業務に限らず、様々な聴覚障害のニーズに応じたサービス提供が求められています。特に、ICTの進展に伴い、聴覚障害者において、SNSを使った情報の取得等、ICTの利活用等が求められる場面が増えているため、手話・字幕付き動画配信など、ニーズの変化も踏まえた情報提供・支援を行う必要があります。

<その他の取組>

- 個別施策・事業の所管部署で制作した動画等を独自アカウントでSNSに掲載するケースが増える中、アクセシビリティを庁内に啓発する必要があります。
- 県ホームページのアクセシビリティガイドラインは、日本工業規格（JIS）や総務省の運用モデルに沿って作成しており、JIS規格の等級AAをクリアするレベルになっていますが、新たに作成されたページ等について、総務省が提唱する等級AAを維持していくためには全庁的な対応が必要となっています。
- イベントチラシ等への音声コードの貼付について、周知徹底を継続的に行い、各所属の認識を高める必要があります。

取組の方向性

<障害者ITサポートセンター>

- 障害者ITサポートセンターにおいては、引き続き、ICTに関する情報収集に努め、時代やニーズに沿ったICT機器の体験会や支援者養成セミナーを実施するなど、情報格差の解消を図り、障害者自らITの習得・利活用を行うことができる環境の整備を行います。
併せて、障害者やその支援者のニーズを的確に把握し、必要な支援につなげるため、障害者支援団体、市町、地域の支援者等とのネットワークを構築し、障害の種別や障害の特性に応じた情報取得利用・意思疎通の手段が提供できる体制を充実していきます。

<県立視覚障害者情報センター>

- 県立視覚障害者情報センターにおいては、利用しやすい図書の製作やインターネットを活用した提供を促進するとともに、ICT機器の活用支援の実施による県立図書館等との連携強化によって、視覚による表現の認識に障害のある方々について、特性に応じた読書環境の向上に努めます。
併せて、引き続き、点訳・音訳・デイジー編集等を行うボランティアを育成していきます。

<県聴覚障害者センター>

- 県聴覚障害者センターにおいては、引き続き、聴覚障害者の障害特性に応じた字幕、筆談、手話言語等、多様なコミュニケーション手段に係る情報の発信や、電話リレーサービス等の周知・相談を実施するとともに、相談事業については、一人一人のニーズに応じた対応の充実を図っていきます。

併せて、聴覚障害者の交流や、ボランティア育成、意思疎通支援の提供体制の充実等を進めていきます。

<その他の取組>

- ひろしま県民だよりの点字版、テープ・デイジー版の送付を継続して実施することとし、テレビ広報のクローズドキャプション及びSNSに掲載する動画の字幕対応についても、継続していきます。
- 県ホームページのアクセシビリティについては、研修におけるガイドラインの周知を行うとともに、等級AAの維持に向けた方針の策定等を検討していきます。
- 研修会や説明会等において、イベントチラシ等への音声コードの貼付について周知徹底を図るとともに、庁内の各所属における認識を高めていきます。

(2) 視覚障害者等の読書環境の整備

現 状

- 令和元（2019）年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が施行され、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者（以下「視覚障害者等」という。）が、読書を通じて文字・活字文化に触れることができるよう、公立図書館、県立視覚障害者情報センター、学校図書館等が連携し、環境整備を推進することが求められています。

<県立図書館>

- 視覚障害者等が利用しやすい書籍等を所蔵するとともに、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の活用により、県立視覚障害者情報センターから借り受けたアクセシブルな書籍等を含め、県内の公共図書館等への貸出を行っています。
- 書籍等の対面朗読サービスのほか、拡大読書器等の整備や大活字本コーナーの設置、所蔵する一般CD図書及びアクセシブルな電子書籍等を音声で紹介する「声の目録」の製作等、円滑な利用のための体制を整備しています。
また、県立視覚障害者情報センターと連携して、様々な読書媒体やサービスのほか、「サピエ」を紹介する障害者サービス体験会を開催しています。
- 障害者サービスへの理解促進を図るため、県内公立図書館等職員向けの研修を開催しています。

<県立視覚障害者情報センター>

- 視覚障害者等が利用しやすい書籍等を製作して所蔵し、「サピエ」に登録するほか、県立図書館へ貸出を行い、県内の公共図書館へ提供しています。
- 点字による館内案内や対面朗読室の設置等、円滑な利用体制の整備のほか、特別支援学校の新・転任教員に対してセンターの施設見学等を実施し、役割や利用方法について周知を図っています。
また、視覚障害者等向けに、様々な読書媒体や「サピエ」等のインターネットサービスを

紹介するとともに、それらを利用するための読書支援機器、パソコン、タブレット端末、スマートフォン等の操作方法に関する研修を行っているほか、サービスの利用方法に関する相談対応や習得支援等、情報入手に関する支援を実施しています。

- 点訳・音訳奉仕員養成講座を開催し、点訳や音訳、利用しやすい書籍等の製作に携わるボランティアの育成に取り組むとともに、公共図書館に音訳指導員を派遣し、ボランティアに対する音訳技術の指導を行っています。

<学校図書館>

- 特別支援学校の図書館においては、人気のある墨字本の点字化や、視覚障害者等が利用しやすいよう排架の工夫等に努めています。
- 司書教諭等研修等において、学校図書館における視覚障害者等の読書環境の整備の必要性について講義を行っていますが、視覚障害者等の読書環境の整備が十分ではありません。

<私立学校>

- 視覚障害等の特別な支援を必要とする児童生徒における読書環境の改善を図るため、視覚障害者等に配慮した教材を整備した私立小・中・高等学校に対する助成制度を設けています。

課 題

<県立図書館>

- 県内の公立図書館等で視覚障害者等に対する図書館サービスが十分に実施されていないため、引き続き、県内公立図書館等職員向けの研修を継続していくとともに、視覚障害者等が、アクセシブルな書籍等の読書に関する情報を、身近な地域の公立図書館等において入手できるよう、公立図書館等における情報発信や環境整備を行う必要があります。

<県立視覚障害者情報センター>

- 「サピエ」の利用にはパソコンやタブレット等を使用する必要があり、操作方法の研修等を行っています。普及が十分に進んでいません。
- 製作したアクセシブルな書籍等は「サピエ」に登録し、全国の点字図書館・公共図書館との相互貸借を通じて利用者に提供されていますが、「サピエ」の登録基準を満たす書籍の作成技術を有するボランティアが不足しています。

また、趣味としての読書だけでなく、資格取得のための書籍の音訳等の需要が増加していますが、作成には相応の技術と時間を要することから、供給数が少ない状況です。

<学校図書館>

- 視覚障害者等の読書環境の整備を含め、学校図書館の取組を充実させることの重要性について、引き続き、市町教育委員会及び県立学校に周知する必要があります。

<私立学校>

- 私立小・中・高等学校において、視覚障害等のある児童生徒が、個々の特性を踏まえた上で、読書を通じた情報の収集を十分に行えるよう、合理的な配慮や必要な支援が提供される環境を整備する必要があります。

取組の方向性

<県立図書館>

- 県内公立図書館等において、視覚障害者等への図書館サービスが行われるよう、県内公立図書館等職員の障害者サービスへの理解促進に向けた研修を継続して実施するとともに、県立図書館、市町立図書館、及び県立視覚障害者情報センターの連携を促進し、利用しやすいアクセシブルな書籍の充実及び情報発信を図ります。

<県立視覚障害者情報センター>

- 引き続き、操作方法等に関する研修を実施するほか、ITサポートセンターと連携したセミナーの開催等を通じて、操作方法や利用方法等の周知を図るとともに、特別支援学校等と連携し、学校在籍中に「サピエ」の会員登録を促す等、「サピエ」の普及促進に向けた取組を検討していきます。

また、引き続き、点訳・音訳奉仕員養成講座を開催し、ボランティアを養成するとともに、点訳・音訳や書籍作成技術の向上に向けたスキルアップ講座を実施することにより、利用しやすい書籍等の製作に携わるボランティアの資質向上に取り組んでいきます。

<学校図書館>

- 司書教諭等研修や市町教育委員会・県立学校の学校図書館担当が集まる機会において、視覚障害者等の読書環境の整備についての周知や、県立図書館が行っているバリアフリー図書セットの貸出等のサービスの情報提供を行い、学校図書館における視覚障害者等の読書環境の整備に向けた意識を高めていきます。

<私立学校>

- 視覚障害等の特別な支援を必要とする児童生徒に対して、読書を行う機会の拡大を図るため、視覚障害者等に配慮した教材を整備した私立小・中・高等学校に対して、助成を行っていきます。

(3) 意思疎通支援の充実

現 状

- 聴覚障害者の意思疎通支援について、市町においては、手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、県においては、市町内の登録通訳者等で対応できない場合や市外・県外派遣に対応するために、派遣ネットワーク事業を実施しています。
- 視覚と聴覚の両方に障害のある盲ろう者の意思疎通や移動を支援するため、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣や失語症者に対する意思疎通支援者の養成を行っています。
- 緊急時において、市町でタブレット端末等のICT機器を用いた意思疎通支援が実施できない状況となった場合、県からタブレット端末の貸出や意思疎通支援者の派遣を行うバックアップ体制を構築しています。

課 題

- 県内全ての地域で派遣事業が着実に実施できるよう、意思疎通支援者の養成及び派遣を推進していく必要があります。

【図表2-2-15 意思疎通支援に係る県と市町の役割】

区分	実施主体	手話通訳	要約筆記	触手話及び指点字	失語症者向け意思疎通支援
養成	市町 【支援を行う者の養成】	手話奉仕員の養成	要約筆記奉仕員の養成	—	奉仕員等の意思疎通支援者の養成
	県・指定都市・中核市 【専門性の高い支援を行う者の養成】	手話通訳者の養成	要約筆記者の養成	盲ろう者向け通訳・介助員の養成	失語症者向け意思疎通支援者の養成
派遣	市町 【支援を行う者の派遣】	手話通訳者の派遣	要約筆記者の派遣	—	奉仕員等の意思疎通支援者の養成
	県・指定都市・中核市 【専門性の高い支援を行う者の派遣】	・複数市町の住民が参加する障害者団体の会議、研修、講演等への派遣 ・市町が派遣できない場合の派遣（県）		盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	失語症者向け意思疎通支援者の養成
連絡調整	県 【派遣に係る相互間の連絡調整】	A市在住の者が、B市に出向く場合などにおいて、県が両市間の派遣調整を行うことなどを想定		—	—

- 障害特性に応じた多様な意思疎通支援が可能となるよう、ろう・中途失聴・難聴・盲ろう・失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮した支援を充実する必要があります。
- 緊急時にICT機器を用いた意思疎通支援が円滑に実施できるよう、意思疎通支援者・利用者へ情報共有を図る必要があります。

取組の方向性

- 引き続き、ニーズに対応した支援を実施するため、人材の養成、確保及び派遣事業の円滑な実施について取り組むとともに、県内全ての地域で派遣事業が着実に実施できるよう、市町と連携した県内の派遣体制の充実を図ります。
- 盲ろう・失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮した支援を実施するため、必要となる意思疎通支援者を養成することにより、支援体制の整備に取り組みます。
- ICT機器を用いた意思疎通支援に係る情報提供等を行い、緊急時においても意思疎通支援の提供体制が確保できるよう、取り組んでいきます。

4 スポーツ、文化芸術活動の推進

(1) パラスポーツの推進

現 状

- 平成 28 (2016) 年 1 月に、県障害者スポーツ協会（以下「協会」という。平成 30 (2018) 年 4 月に一般社団法人化、令和 4 (2022) 年 4 月から公益社団法人化し「パラスポーツ協会」に名称変更。）はパラスポーツを統括する中核的な組織として設立され、5 年以上が経過したところです。
- 東京 2020 パラリンピック競技大会開催や県内のパラスポーツ国際大会等（2022 ハンザクラ スワールド（令和 4 (2022) 年 10 月開催）、スペシャルオリックス 2022 広島（令和 4 (2022) 年 11 月開催））によるパラスポーツへの関心の高まり、多様性が尊重される共生社会（インクルーシブ社会）の実現に向けた機運が高まりつつあります。
- 県パラスポーツ協会が中心となり、多様な主体と連携を図りながら、県内を 4 つに分け、4 年に 1 回の持ち回りとして、障害の有無に関わらず、誰もが参画し、楽しめる「インクルーシブ・スポーツ・フェスタ広島」（以下「フェスタ」という。）を県内 4 エリアで開催しています。初開催の令和 5 (2023) 年度には、東広島運動公園を中心に 7 市町 16 競技が開催され、体験会参加者、スタッフ、ボランティア、及び観客を含め、計 3,000 名の参加がありました。

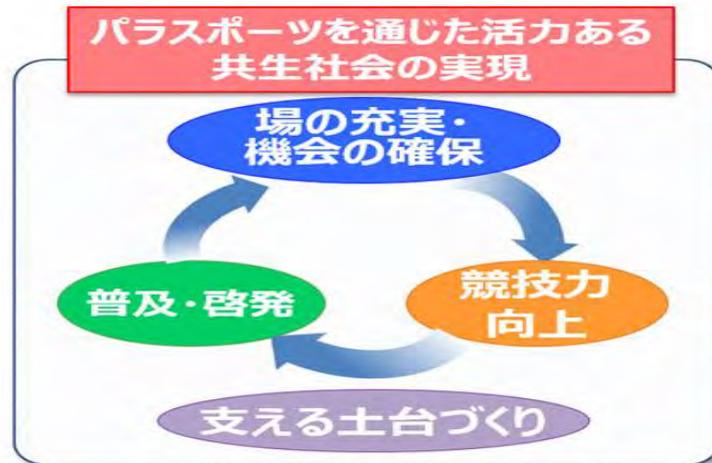
課 題

- 県パラスポーツ協会においては、パラスポーツの体験会等の普及啓発は行っていたものの、市町等と連携したパラスポーツ施策の全県展開ができていないことから、今後、県パラスポーツ協会と連携し、施策の全県展開や多様なキープレーヤーが一体となって支える推進体制の構築を図る必要があります。

取組の方向性

- 県パラスポーツ推進事業においては、障害の有無等を問わず、誰もが参画できるパラスポーツの認知を高め、スポーツに触れる場や機会を地域に広く展開することを通じて、多様性が尊重される共生社会の実現を目指します。
- 具体的な取組として、県及び県パラスポーツ協会においては、「活力ある共生社会の実現」を目指し、次の 3 つの施策とそれらを「支える土台づくり」を中心にパラスポーツ事業を推進していくこととします。
 - 1 普及・啓発
 - 2 場の充実・機会の確保
 - 3 競技力向上

【図表 2-2-16 パラスポーツ事業の推進体制】



- これら一連の施策を有機的に結びつけて、県パラスポーツ協会が中心となり、市町、競技団体、企業、大学、ボランティア、指導者、理学療法士など、多様な主体が一体となって支える推進体制の構築を図ります。
- 県民に広く浸透するよう、県パラスポーツ協会を中心に市町、競技団体、企業等の多様な主体と連携を図りながら、スポーツを通じた多様性を認め合う共生社会の実現を目指していきます。

【図表 2-2-17 インクルーシブ・スポーツ・フェスタ広島 2023（令和5（2023）年9月30日～10月1日開催）】



車椅子バスケットボール体験会



ボッチャエキシビジョンマッチ



ブラインドサッカー



ギソクの図書館

(2) 文化芸術・余暇活動の充実

現 状

- 文化芸術活動は、様々な表現や創造による新たな価値を生み出すだけでなく、多様性を尊重し、相互に理解を深める機会となっています。
また、文化芸術活動の参加を通じて、生活を豊かにするとともに、地域での様々な人とのつながりや、自らの持つ個性や能力を引き出すことで、自立と社会参加を促進するためにも大きな役割を担っています。
- 平成 30（2018）年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）」が成立し、国において、平成 31（2019）年 3 月に第 1 期の障害者文化芸術活動推進基本計画が策定され、障害者の文化芸術活動の促進に関する施策の推進が図られています。
また、令和 5（2023）年 3 月には、国において、第 2 期の障害者文化芸術活動推進基本計画が策定され、合理的配慮の提供と、そのための情報保障や環境整備に配慮して、障害者の文化芸術活動の更なる促進、関係団体・機関との連携による取組の推進を図ることとしています。
- 県では、「けんみん文化祭」を市町と連携して毎年開催し、県民の発表、活動、鑑賞、交流の場を提供するとともに、文化情報を発信しています。
- 障害者団体が行う文化芸術活動について、県立文化施設利用料金の減免措置などを講じるとともに、障害者の利用に配慮した管理運営を実施しています。
- 県立美術館では、デジタル技術を活用してバーチャルツアー及びバーチャルギャラリーを行っており、館内の散策や、所蔵作品を鑑賞することができます。また、ウェルカムギャラリーでは、音声ガイドシステムを導入しており、携帯電話で展示作品の解説を聞くことができます。
縮景園では、高精細の 360 度バーチャルツアー等を行っており、いつでもどこでも縮景園を散策することができます。
- 県では、平成 24（2012）年度以降毎年、障害のある人が創作した芸術作品を展示する「あいサポートアート展」を開催するとともに、平成 29（2017）年度以降毎年、音楽、ダンス等の舞台芸術を発表する「あいサポートふれあいコンサート」を開催するなど、文化芸術活動の発表の場を確保しています。
- また、平成 28（2016）年度から、「広島県アートサポートセンター」を設置し、障害のある人の文化芸術振興の総合的な支援を行う拠点として、情報収集・発信や相談支援、創作活動等を支援するアドバイザーの設置、支援する方々に向けたセミナー、権利擁護に関する研修等を開催するとともに、障害福祉サービス事業所、文化芸術施設、教育機関等の関係機関とのネットワークの構築に取り組んでいます。

課 題

- 障害のある人もない人も誰もが等しく文化芸術を享受し、創造できる環境づくりをより一層推進する必要があります。

- 文化芸術の鑑賞については、施設の利用環境の整備等による更なる鑑賞の機会の拡大が求められています。
- デジタル技術の進展等により、新たな形で文化芸術に触れられる機会が求められています。
- 障害のある人の中には、日頃から文化芸術活動に取り組んでいる人も多く、優れた感性や能力を持っていながら、作品等を発表する場、活動する場や機会が十分確保されていません。
- 文化芸術活動は、それぞれの福祉施設等で取組に差があり、個人での活動も増加していますが、希望に応じた文化芸術活動を支援する体制が十分確保されていません。

取組の方向性

- 障害の有無に関わらず、県民誰もが文化芸術に親しめる環境づくりを推進するとともに、文化芸術活動に関する情報を幅広く発信していきます。
- 県立文化施設において、誰もが利用しやすい施設になるよう、環境整備を行っていきます。
- 県立美術館及び縮景園において、展示作品等に関する音声・文字による情報の提供や、デジタル技術の積極的な活用により、文化芸術の鑑賞機会の拡大に取り組みます。
- 作品等の発表の機会や、芸術性の高い作品を評価、発掘するため、「あいサポートアート展」を開催するとともに、市町巡回展示や県主催イベントへの展示などの機会を確保していきます。
- また、音楽、演劇等の舞台芸術分野での発表の機会を確保するため、関係機関と連携して「あいサポートふれあいコンサート」を開催し、音楽、演劇等の舞台芸術分野の振興を図ります。
- 障害者の文化芸術振興の総合的な支援拠点「広島県アートサポートセンター」における普及啓発や、人材育成、相談支援、指導者派遣、障害者芸術関係者とのネットワーク構築等の取組を通じ、身近な地域で文化芸術活動を行う環境の充実を図ります。

III 保健、医療の充実

《この分野の目指す姿》

障害の原因となる疾病等の予防や早期発見、専門的な治療が行える体制が構築され、全ての人が身近な地域において、良質で安定した医療等を受けられる環境が整っています。

1 保健・医療提供体制の充実

(1) 保健活動の推進

現 状

<健康増進>

- 障害の原因となる循環器病や糖尿病など生活習慣病のリスクを有する人を早期に把握し、保健指導により生活習慣の改善を促し、発症を予防するため、医療保険者は特定健康診査・特定保健指導を実施しています。
- 生活習慣病の予防のため、市町では健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導などの健康増進事業を実施しています。

<精神保健>

- 精神障害者やその家族からの各種相談に対応するため、専門医や精神保健福祉相談員による相談・訪問指導を実施しています。

【図表2-3-1 専門医や精神保健相談員による相談・訪問指導実施状況（令和3（2021）年度）】

（単位：人）

区 分	実人員	人口10万人当たり	全国平均
精神保健福祉相談等の被指導実人員	4,606	168.8	243.2
県立総合精神保健福祉センターにおける相談実人員	564	20.7	17.1
保健所、市町等が実施した精神保健福祉訪問指導人員	2,643	96.8	87.3

- 平成24（2012）年9月に県内3か所にひきこもり相談支援センターを開設し、ひきこもりに特化した相談業務、普及啓発、訪問指導を行い、関係機関と連携しながらひきこもりに対する支援を行っています。

【図表2-3-2 ひきこもり相談支援センターの相談実績】

（単位：件）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ相談件数	5,152	6,482	5,915

<歯科保健>

- 障害児（者）は、日常の口腔管理や歯科治療が困難な場合も多く、口腔内の状態が悪化しやすい傾向にあります。

- 障害児（者）施設において、利用者に対する定期的な歯科健診を実施している施設の割合は、75.8%です。

課 題

<健康増進>

- 依然として循環器病による死亡割合は高く、糖尿病の外来の受療率も平成 20（2008）年までは減少傾向にあったものの、その後増減しているなど、生活習慣病の発症リスクが高まる壮年期世代で健康づくりが十分できていません。
- 本県では、特定健康診査の受診率が全国に比べて極めて低く、特定保健指導等を通じた生活習慣の改善や、医療機関への早期受診の働きかけが一部に留まっています。

<精神保健>

- 令和 4（2022）年「国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている人の割合（9.8%）は、全国平均（9.8%）と同じですが、県内でストレスや悩みを抱えている人の割合（47.1%）は、全国平均（46.1%）より高くなっています。
- 精神保健福祉分野の新たなニーズに対応した相談体制が不足しています。
- 中高年齢層のひきこもりについては、就労が困難で、自立した生活の実現が難しいので、生活困窮者自立支援対策との連携が必要です。

<歯科保健>

- 日常の口腔管理や歯科治療が困難な障害児（者）について、定期的な歯科健診の受診が必要です。
- 障害の状況に応じた対応、要介護者等の摂食嚥下障害の改善や誤嚥性肺炎予防など、専門的な歯科治療及び口腔健康管理に対応可能な人材の育成が必要です。

取組の方向性

<健康増進>

- 健康増進事業などを通じて、壮年期からの健康づくりに取り組み、生活習慣病の予防と疾病の早期発見・早期治療を推進していきます。
- 県民一人一人が、進んで特定健康診査及び特定保健指導を受診するよう、医療保険者や医療機関と連携し、受診を促すための取組を積極的に行います。

<精神保健>

- こころの健康に関する正しい知識の普及啓発を推進します。
- 保健所・市町でこころの悩みに関する相談が受けられる体制を拡充するとともに、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域包括ケアシステムの構築を進め、地域の見守りや支え合いの仕組みづくりを強化します。
- 精神保健福祉の総合的な技術拠点である県立総合精神保健福祉センターにおいて、保健所・市町及び関係機関に対する技術指導・援助及び教育研修等の支援を行うとともに、うつ

病、薬物・アルコール・ギャンブル依存などの新たなニーズに対する相談指導の充実を図ります。

また、「広島いのちの電話」、「こころの電話」などの専門相談窓口との連携による相談体制の充実を図ります。

- 平成 24（2012）年9月に開設したひきこもり相談支援センターの相談支援機能の充実を図ります。

<歯科保健>

- 障害者支援施設等における協力歯科医療機関設置の働きかけや、施設職員等への研修等の実施により、障害児（者）についての歯科保健意識を高め、施設等での定期的な歯科健診の実施につなげます。
- 障害児（者）・要介護者等の専門的な治療及び教育機能を有する広島口腔保健センターを活用し、専門的な治療等が実施できる歯科医師等の養成研修等を行い、障害児（者）等に対応可能な歯科医療機関の整備を進めます。

（2） 専門的な医療の提供

現 状

<県立総合リハビリテーションセンターの診療機能の充実>

- 県立総合リハビリテーションセンターは、整形外科を中心とした拠点医療機関として、高い専門性を有する障害者医療を提供し、幅広い分野における障害者支援機能を有する複合施設として、相談支援から診断、治療、リハビリテーション等、様々な医療・福祉サービスの提供を行っています。

また、医療技術の進歩等により、今後増加が見込まれる医療的ケア児等を含めた重症心身障害児（者）に対応するため、令和5（2023）年度に、わかば療育園の同センターへの移転や若草園及び若草療育園の改修を行い、在宅支援機能等の拡充を図るとともに、同センター内に医療的ケア児等に係る相談支援や情報発信等の機能を有する県医療的ケア児支援センターを開設しました。

【図表2-3-3 県立総合リハビリテーションセンター利用状況の推移】

（単位：人）

施設名	区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療センター	日平均入院患者数	123	107	104
	外 来 患 者 数	48,003	47,040	47,519
若 草 園	月 平 均 入 園 児	39	34	39
若草療育園	月 平 均 入 所 者	53	53	52
あ げ ぼ の	月 平 均 入 所 者	46	48	40

<精神科専門医療>

- 精神疾患には、統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、発達障害、依存症（アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症）、PTSD（心的外傷後ストレス障害）、高次脳機能障害、摂食障害などが含まれます。

- 精神疾患を有する患者数は増加傾向にあり、入院と通院患者を合わせて令和4（2022）年度には74,131人となっています。
- 児童・思春期精神医療に係る診療報酬の施設基準「児童思春期精神科入院医療管理料」を届け出ている医療機関は1か所、「児童思春期精神科専門管理加算」を届け出ている医療機関は3か所となっています。
- 平成29（2017）年度から、依存症については、治療拠点機関及び専門医療機関を選定し、必要時に適切な医療を受けることができる体制の整備を図っています。

<発達障害の専門医等の確保>

- 発達に課題のある子供が、身近な地域で適切に診察、診断、助言を受けることができるよう、医師や医療スタッフの養成のための研修を実施しており、県内の発達障害の診療を行う医療機関は徐々に増加しています。
- また、地域における医療支援体制の整備に向けて、各障害保健福祉圏域において、各医療機関の医療機能を明確化し、地域の拠点となる専門医療機関と他の医療機関の連携体制の構築・強化に取り組んでいます。
- 県民への適切な受診機会を確保するため、県ホームページにおいて発達障害の診断を行うことができる専門医療機関を公表しています。

<難病対策の推進>

- 発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な難病であって長期の療養を必要とする難病のうち、客観的な判断基準が確立し、かつ、患者数が人口の0.1%程度である指定難病については、治療が困難かつ医療費も高額となることから、医療費の公費負担を行っています。
- 難病患者に対し、必要な難病医療及び各種支援が円滑に提供されるよう、相談体制の整備、支援策の実施、難病医療提供体制の構築を行っています。

<医療費の助成>

- 障害者の医療費を軽減し、安定した日常生活の継続を支援するため、自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）の給付や、重度心身障害児（者）及び精神障害者への医療費公費負担制度を実施しています。

課 題

<県立総合リハビリテーションセンターの診療機能の充実>

- 高度な障害者医療の中核拠点として広範な医療ニーズに応えるとともに、増加が見込まれる重症・重度心身障害児（者）に対応するため、在宅支援機能の整備や医療的ケア児支援センターの機能強化に取り組む必要があります。

<精神科専門医療>

- 精神疾患に加え、精神科救急、自殺未遂者への精神科医療も含めて、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築を進める必要があります。
- 児童・思春期の心の問題や、児童・思春期に発症する摂食障害に対して専門的な診療を行

う医療機関は不足していると考えられます。

- 依存症の専門医療機関がない圏域があり、圏域によっては専門的な医療が受けにくい状況にあります。

<発達障害の専門医等の確保>

- 県内の発達障害の診療を行う医師は徐々に増加していますが、発達障害の診療が一部の専門医療機関に集中し、初診までに長期の待機が生じています。
また、専門医療機関の初診時に、療育や障害福祉、母子保健等の医療以外の分野の支援につながっていないケースが多く存在しています。
- 全ての小児科や精神科等において、発達障害の診療が可能な状況ではないことから、受診機会の確保のためには、県民への分かりやすい情報提供が必要です。

<難病対策の推進>

- 難病患者の多くは、在宅での療養等地域で生活しながら病気の克服を願っており、難病患者が安心して在宅療養を送ることができる環境が求められています。
- できる限り早期に正しい診断を行い、診断後はより身近な医療機関で適切な医療を受けることができる体制や、学業・就労と治療が両立できる環境を医学的な面から支援する体制が必要です。

<医療費の助成>

- 医療費の公費負担制度について、必要な医療を確保しつつ、制度の効率化、安定化に努める必要があります。

取組の方向性

<県立総合リハビリテーションセンターの診療機能の充実>

- 今後も、障害者の医療ニーズや支援ニーズ等に対応した機能や役割、社会的使命等を踏まえながら、高度な障害者医療を担う中枢拠点及び幅広い障害者支援機能を有する複合施設として、引き続き、医療・福祉サービスを提供するとともに、県医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児の家族等からの相談に対する支援や、市町が実施する支援のサポート、支援人材の育成等に取り組めます。

<精神科専門医療>

- 精神疾患等の医療連携体制については、統合失調症、うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、発達障害、依存症、PTSD、高次脳機能障害、摂食障害、災害精神医療などの多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担を整理し、相互の連携を推進するとともに、各医療機関の医療機能を明確化し、地域連携拠点機能及び県連携拠点機能の強化を図っていきます。
- 児童・思春期精神疾患及び摂食障害の専門的な医療を行う医療機関が不足しているという課題を精神科医療、福祉、行政等関係者間で共有し、その解決に向けた有効な取組について検討します。
- 専門医療機関がない圏域内の精神科病院へ依存症に対応できる専門職の養成や多職種連携ができるよう、引き続き、行政から働きかけを行います。

また、治療拠点機関、専門医療機関を核とした医療提供体制の整備を図ります。

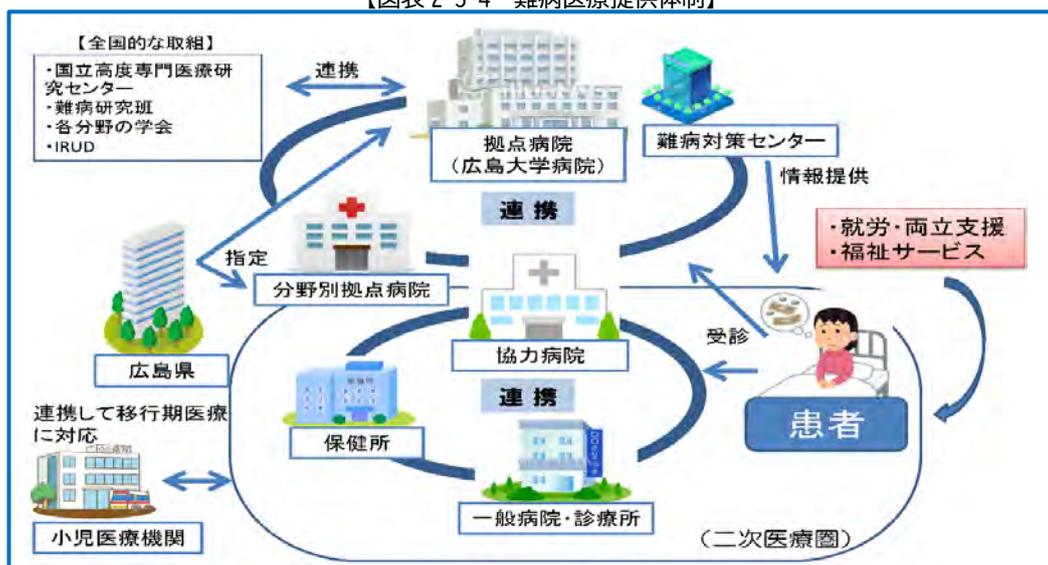
<発達障害の専門医等の確保>

- 早期から身近な地域で発達障害を診断し、必要な医療を受けることができるよう、医師や医療スタッフの養成に向けた研修を実施するとともに、各障害保健福祉圏域において、拠点機能医療機関と他の医療機関との連携体制の構築・強化を図ります。
- 初診待機期間から、発達障害の特性に配慮した支援が受けられるよう、各支援機関が連携した地域支援体制の整備を図ります。
- また、発達障害児（者）の個々の特性に応じて、適切な医療が受けられるよう、医療機関の情報を県のホームページで公表し、県民への情報提供の充実を図ります。

<難病対策の推進>

- 早期の診断や地域で治療と生活を両立できるよう、難病診療連携拠点病院、各疾患分野の難病診療分野別拠点病院及び難病医療協力病院等による医療機関相互の連携を強化します。
- 難病診療に携わる医療従事者等を対象とした研修を実施し、疾病に関する正しい理解と知識を深めることにより、医療従事者等の資質の向上を図ります。
- ハローワークと連携し、難病患者の就労と治療の両立を支援します。

【図表 2-3-4 難病医療提供体制】



<医療費の助成>

- 医療費の給付や助成制度等を持続可能なものとし、障害者が安心して医療を受けることができるよう、各種制度等の適切な運用に努めるとともに、広報媒体を通じた周知を実施していきます。

(3) 地域リハビリテーションの推進

現 状

- 障害者や高齢者が、住み慣れた地域で生涯にわたり生き生きと暮らしていくため、医療や

保健、福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関等が協力し合って行う地域リハビリテーションの重要性はますます高まっています。

- 令和4（2022）年度末現在、県では二次保健医療圏単位でリハビリテーション実施機関に技術支援等を行う県地域リハビリテーション広域支援センター（11 か所）、県地域リハビリテーションサポートセンター（115 か所）を指定するとともに、これら広域支援センターやサポートセンターへの支援・助言を行う県リハビリテーション支援センター（1 か所）を指定しています。

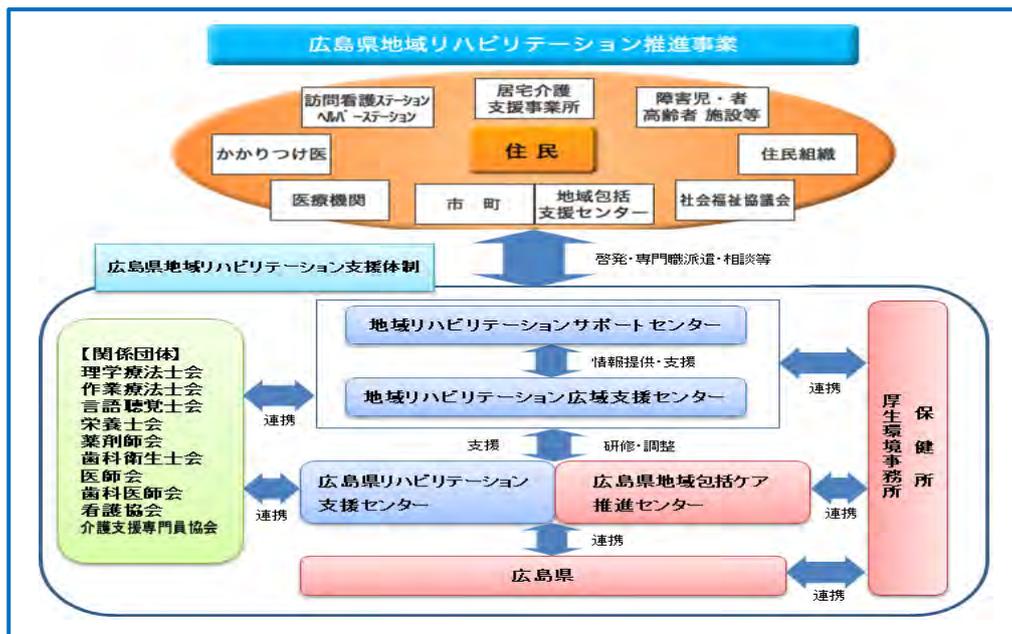
課題

- 市町や地域包括支援センターの介護予防や自立支援の取組が今後ますます進んでいくことにより、地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職の協力要請の増加が見込まれます。
- 地域リハビリテーション専門職の派遣体制の構築を図るために、市町等の関係機関と地域リハビリテーション広域支援センターやサポートセンター等との連携が必要です。
- 地域リハビリテーション専門職が地域活動に参加していくには、所属する施設等の協力がが必要です。

取組の方向性

- 市町や地域包括支援センターが実施する地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職の協力要請に対応するため、サポートセンターの数を増やし、職能団体等との連携により派遣体制の構築を図ります。
- 市町や地域包括支援センターが主催する地域ケア会議等にはリハビリテーション専門職が積極的に参加するため、所属する施設等の理解と協力が得られるよう働きかけていきます。

【図表 2-3-5 地域リハビリテーションの体制】



2 療育体制の充実

(1) 地域における重層的な支援体制の構築

現 状

- 県内の障害児通所支援事業所数は、児童発達支援センター 20、児童発達支援 227、医療型児童発達支援4、放課後等デイサービス 591、保育所等訪問支援 53 事業所となっており、特に放課後等デイサービスは年々増加しています。
- 児童発達支援事業所が行う未就学の障害児に対する日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援に加え、施設の有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援助・助言を併せて行う地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターは、県内全ての障害保健福祉圏域で設置されていますが、未設置の市町があります。

【図表2-3-6 障害児通所支援事業所数（令和5（2023）年4月1日現在）】

（単位：所）

圏 域	支 援 の 種 類					
	児童発達支援 (センター)	児童発達支援 (センターを除く)	医療型児童 発達支援	放課後等 デイサービス	居宅訪問型 児童発達支援	保育所等 訪問支援
広 島	7	97	2	285	0	17
広 島 西 呉	2	7	0	35	0	2
	1	20	0	36	0	3
広 島 中 央	1	16	1	45	1	3
尾 三	4	19	0	38	0	10
福山・府中	4	64	1	145	0	17
備 北	1	4	0	7	0	1
計	20	227	4	591	1	53

- 児童発達支援センター等機能強化事業を実施する施設においては、在宅の障害児等に対し、訪問・外来による療育や相談に応じるとともに、幼稚園や保育所、障害児通所事業所等、子供への支援に携わる施設に対して、療育に関する技術指導や研修等を行っています。
- 地域の保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等において、障害児を受け入れる施設への職員の配置や医療的ケア児を受け入れる場合の看護師等の配置に対する補助などの支援を実施しています。

【図表2-3-7 障害児保育実施状況（各年度3月末現在）】

（単位：所、人）

区 分	保 育 所		認 定 こ ど も 園	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
障害児受入施設数	355	366	135	146
受 入 児 童 数	1,328	1,389	396	483

【図表2-3-8 放課後児童クラブ実施状況（各年度5月1日現在）】

（単位：所、人）

区 分	令和4年度	令和5年度
障害児受入クラブ数	382	399
登録障害児童数	2,000	2,387

課題

- 児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所は、全ての障害保健福祉圏域において、少なくとも1か所以上ありますが、事業所のない市町があります。
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する保育所等訪問支援も、全ての市町では実施されていない状況です。
- 児童発達支援センターは県内全ての障害保健福祉圏域で設置されていますが、未設置の市町があります。
- 障害児通所支援における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備が必要です。
- 障害児通所支援事業所については、障害児に対し、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン等を活用し、常に支援の質の向上と内容の適正化を図る必要があります。
- 発達に課題があるものの保護者の障害受容が難しいなどの理由により、個別給付の申請に十分な時間をかけて支援することが必要なケースや、地域に利用できるサービスが無いことなどにより、児童発達支援などの個別給付のサービス利用に至らないケースへの支援も必要です。
- 身近な地域において障害が気になる段階から専門的な支援を受けられる体制の整備が必要ですが、発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子供や保護者が集まる施設を巡回し、障害の早期発見・早期対応のための助言等を行う巡回支援専門員整備事業の導入状況は、市町によって差があります。
- 保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障害児への受入体制が充実するよう、継続して取り組んでいく必要があります。

取組の方向性

- 重層的な地域支援体制の構築の中核となる児童発達支援センターや、地域で不足する障害児通所支援事業所の整備を促進するため、国に対して国庫補助制度の拡充等を要望します。
また、市町の障害児福祉計画や障害児のニーズ等に沿った整備を進めるため、各市町の障害児福祉計画等で不足しているサービス事業の整備や、県の補助に加えて市町が上乗せ補助を行う予定の整備については、補助金の優先採択を行います。
- 障害児の地域生活への参加・包容を推進するため、各市町において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に努めます。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所等における支援の質の向上と内容の適正化に向けて、事業者等に対し適切かつ計画的に指導等を行うとともに、障害福祉サービス等情報公表制度等により各事業所等のサービス内容等の情報を公表します。
- 各障害保健福祉圏域の児童発達支援センターにおいて、児童発達支援などの個別給付のサービス利用に至らないケースを含めた地域の多様な子供や家族に対して、療育等の専門的な支援が行えるよう、児童発達支援センターの機能強化を図ります。

- 障害の早期発見・早期対応の推進を図るため、市町が実施する巡回支援専門員整備事業について、引き続き、財政支援や市町における好事例の共有等を行うことにより、県内市町における導入の促進を図ります。
- 障害児が地域の子供同士の触れ合いの中で健やかに育つよう、保育所や放課後児童クラブにおける支援の充実を図ります。

(2) 発達障害児支援の充実

現 状

- 発達障害は、早期から適切な支援を行うことにより、発達障害があっても、日常生活や社会生活に適応することは可能であることから、早期把握、早期支援が特に重要です。このため、県では、乳幼児健康診査を始めとする様々な場面における気づきを強化するとともに、気づいた段階から特性に応じた支援が身近な地域で行われるよう、早期把握、早期支援の強化を図るための研修や、関係機関への助言等を行っています。
また、保護者の了解の下、関係機関による支援状況等の情報共有や引継ぎを行うためのツールである「サポートファイル」の作成や、厚生労働省が開発した市町の地域支援体制の点検・評価、地域内の連携状況の把握・分析を行うツール（Q-SACCS）の普及等により、地域の支援機関の連携強化に取り組んでいます。
- 発達に課題のある子供が、身近な地域で適切に診察、診断、助言を受けることができるよう、医師や医療スタッフの養成のための研修を実施しており、県内の発達障害の診察を行う医師は徐々に増加しています。
また、地域における医療支援体制の整備に向けて、障害保健福祉圏域ごとの各医療機関の機能を明確化し、地域の拠点となる専門医療機関と他の医療機関の連携体制の構築・強化に取り組んでいます。
さらに、県民への適切な受診機会を確保するため、県ホームページにおいて発達障害の診断を行うことができる専門医療機関を公表しています。
- 発達障害の家族支援体制の整備を図るため、発達障害児の保護者の養育スキル向上を図るペアレント・トレーニングや、発達障害児を育てた経験のある保護者による共感的な支援により、発達障害児の保護者の精神的な支えになるペアレントメンター事業の普及に取り組んでいます。
- 発達障害児の権利利益の擁護を図るため、警察、司法関係者が実施する発達障害に係る研修やケース会議に、県発達障害者支援センターの職員を派遣しています。

課 題

- 発達障害の早期把握、早期支援については、市町によって取組状況に差異があります。このため、身近な地域で早期から適切な支援が受けられるよう、一次支援機関である市町や事業所、保育所、学校等における対応力の向上、気づきの段階から関係機関が連携した重層的

な支援体制の構築を図る必要があります。

また、「サポートファイル」については、十分に活用されておらず、「Q—SACCS」については、市町への普及が進んでいない状況にあるため、地域の支援機関の連携強化に向けて、更なる活用の促進を図る必要があります。

- 県内の発達障害の診療を行う医師は徐々に増加していますが、発達障害の診療が一部の専門医療機関に集中し、初診までに長期の待機が生じています。
また、専門医療機関の初診時に、療育や障害福祉、母子保健等の医療以外の分野による支援につながっていないケースが多く存在しています。
- 全ての小児科や精神科等において、発達障害の診療が可能な状況ではないことから、受診機会の確保のためには、県民への分かりやすい情報提供が必要です。
- 市町によって、ペアレント・トレーニングやペアレントメンター事業の取組状況には差異があるため、身近な地域でこれらの支援が受けられるよう、ペアレント・トレーニングやペアレントメンター事業の更なる普及を図る必要があります。
- 司法手続においても、個々の発達の特性に応じた適切な配慮が受けられるよう、警察や司法関係者職員における発達障害の理解促進や、特性に応じた対応力の向上を図る必要があります。

取組の方向性

- 早期から身近な地域で発達障害の特性に配慮した支援が受けられるよう、県発達障害者支援センターによる機関コンサルテーションや、ライフステージ等に応じた研修会の実施等により、支援者の質の向上を図ります。
また、地域支援マネジャーの派遣や、地域における発達支援の中核的な支援機関である児童発達支援センターの機能強化等により、地域支援体制の構築・強化をサポートします。
さらに、市町における効果的な活用事例の普及や、活用に向けた説明会の開催等により、「サポートファイル」や「Q—SACCS」の活用促進を図ります。
- 早期から身近な地域で発達障害を診断し、必要な医療を受けることができるよう、医師や医療スタッフの養成に向けた研修を実施するとともに、各障害保健福祉圏域において、拠点機能医療機関と他の医療機関との連携体制の構築・強化を図ります。
さらに、初診待機期間から、発達障害の特性に配慮した支援が受けられるよう、各支援機関が連携した重層的な地域支援体制の整備を図ります。
- 発達障害の特性に応じて、適切な医療が受けられるよう、発達障害の診療を行っている医療機関の情報を地域別に県のホームページで公表する等、県民への情報提供の充実を図ります。
- 発達障害の家族支援体制を整備するため、ペアレント・トレーニング実施者養成研修やペアレントメンター養成研修等の開催、地域支援マネジャーの派遣等による、市町におけるペアレント・トレーニングやペアレントメンター事業の導入の推進を図ります。
- 引き続き、警察、司法関係者が実施する発達障害に係る研修やケース会議へ、県発達障害者支援センターの職員派遣を行うことなどにより、個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保などの発達障害児の権利利益を擁護するための必要な体制整備を進めます。

(3) 医療的ケア児支援体制の構築

現 状

- 医療技術の進歩により、NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児（以下「医療的ケア児」という。）が今後増加することが見込まれるとともに、退院して地域で生活するケースが増加しています。
- 医療的ケア児等を含めた重症心身障害児（者）を対象とする県立の医療型障害児入所施設として、東広島市に3施設（わかば療育園、若草園、若草療育園）、福山市に1施設（福山若草園）を設置しています。令和5（2023）年度には、わかば療育園を移転、新築するとともに、若草園及び若草療育園を改修し、在宅支援機能等の拡充を図りました。
また、同年度、県立総合リハビリテーションセンター内に、県医療的ケア児支援センターを開設し、医療的ケア児とその家族等からの相談への対応や情報発信等の支援に取り組んでいます。
- 令和3（2021）年度に実施した医療的ケア児及びその家族の生活状況や支援ニーズに係る実態調査によると、県内の在宅の医療的ケア児は499人となっています。
また、同調査によると、医療的ケア児の家族等の内、14.7%が相談できるところがないと回答しています。
- 重症心身障害児（者）を対象とする事業所や、たん吸引等の実施に対応できる看護師及び介護従事者等の人材等、医療的ケア児の支援に係る地域資源が不足しています。

課 題

- 医療的ケア児やその家族等を障害福祉サービス等の必要な支援につなげる必要がありますが、医療的ケア児の家族等が相談し、必要な情報を取得できる体制が十分に整っていません。
また、医療、福祉、教育等の関連分野間で連携し、医療的ケア児やその家族等がどこにいても切れ目のない支援が受けられるよう、市町や関係機関等との連携を強化していく必要があります。
- 在宅の医療的ケア児及びその家族等を支援する医療型の短期入所や障害児通所支援事業所等については、人員配置や設備基準の法的規制、医療職等の専門資格を有する人材の不足等により、新規事業所の参入が難しい状況となっています。
また、訪問看護においては、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアに対応できる看護師等の人材が確保できず、医療的ケア児に対応できる事業所が不足しています。
- 外出先での救急搬送や大規模災害発生時等の有事において、迅速に対応できるよう、医療的ケア児の医療に関する情報等について、医療機関間での共有が求められています。

取組の方向性

- 県医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児とその家族等に対し、関係機関と連

携した相談支援や情報発信を行うとともに、地域で医療的ケア児の支援に係る調整等を行う医療的ケア児等コーディネーターや、医療的ケアに対応できる看護職員等を育成するほか、集約した先行事例の共有等を通じ、市町の取組等を支援します。

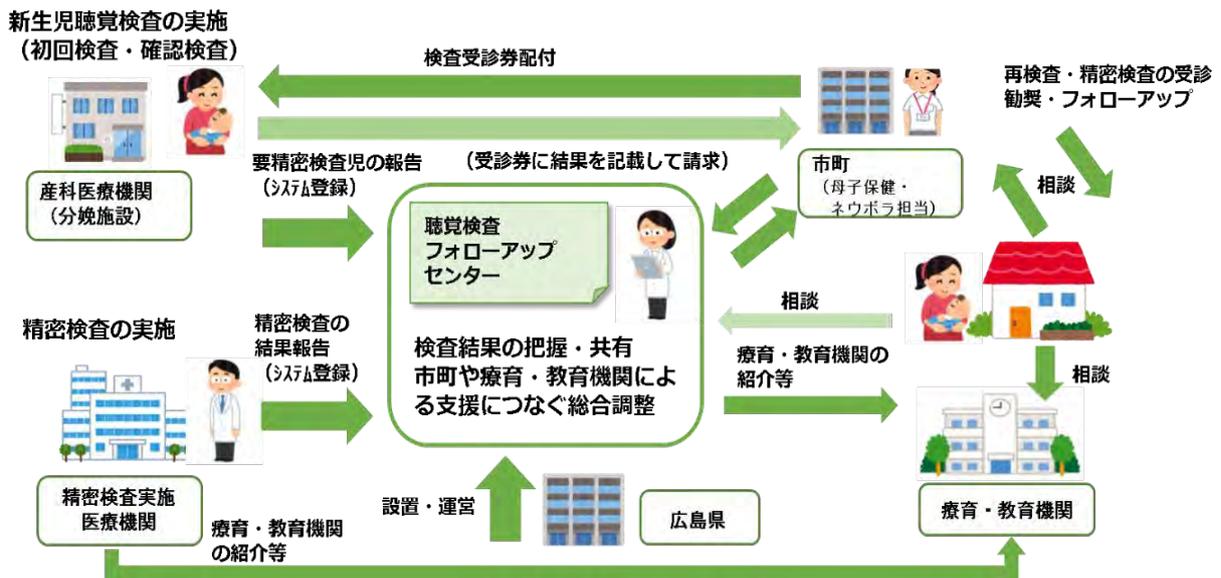
- 医療的ケア児等が在宅療養へ円滑に移行できるよう、医療機関の退院時カンファレンスに地域の医療的ケア児等コーディネーターが参画し、市町と情報連携することで切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。
- 在宅の医療的ケア児及びその家族等を支援する医療型短期入所事業所の参入を促進するため、医療機関等への働きかけを行うとともに、社会福祉整備費補助金等の活用により、医療的ケア児等を含めた重症心身障害児（者）を対象とする通所支援事業所の拡充を図ります。
- 医療的ケア児とその家族等に係る様々な課題について、引き続き、県障害者自立支援協議会医療的ケア児支援部会で協議するとともに、全ての市町における関係機関で構成する協議の場の設置の推進を図ります。
- 引き続き、厚生労働省が運用する医療的ケア児等医療情報共有システムの推進を図り、外出先での救急搬送や大規模災害発生時等の有事に対応できる体制を整備していきます。

（４） 難聴児支援体制の整備

現 状

- 生まれつき耳が聞こえにくい赤ちゃんは1,000人に1～2人いるとされ、県内には聴覚障害のために身体障害者手帳を所持している18歳未満の児は213人（令和4（2022）年度末現在）います。聴覚障害は、早期把握と適切な早期支援により、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限におさえられることから、検査の実施体制、精度管理体制、及び早期療育支援体制を整備することが重要です。
- 新生児聴覚検査について、令和5（2023）年度現在、県内ほぼ全ての分娩取扱医療機関等において、スクリーニング検査ができる体制が整っています。
- また、令和4（2022）年度に構築した新生児・小児聴覚検査精度管理システム（以下「システム」という。）を活用し、令和5（2023）年度に設置した県新生児・小児聴覚検査フォローアップセンター（以下「センター」という。）を中心として、医療機関からの検査結果の迅速な把握、精密検査未受診者に対する市町からの受診勧奨や保護者支援、二次精密医療機関から療育・教育機関へのつなぎを確実かつ円滑に行う体制を整備しています。

【図表 2-3-9 新生児・小児聴覚検査フォローアップセンターイメージ図】



- 県内では、2カ所の児童発達支援センターと3校の特別支援学校（聴覚障害）で聞こえに不安のある児と保護者への、精神面を含めた専門的な支援を行っています。
- 県内の特別支援学校（聴覚障害）3校では、センター的機能の一環として、聴覚に障害のある乳幼児及びその保護者を支援する乳幼児教育相談を行っています。個別指導や集団指導といった定期的な教育相談を実施し、聞こえ、ことば、コミュニケーション等について個に応じた専門的な支援を実施しています。

課 題

- 聴覚障害児を漏れなく、速やかに把握するためには、引き続き、関係機関とフォローアップ体制の強化を図っていく必要があります。
- 分娩取扱医療機関等におけるスクリーニング検査体制を維持しつつ、センターによる精度管理を進めていく必要があります。
- 福祉・教育・保健・医療等の関係機関との連携は極めて重要であり、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進め、難聴児及びその家族へ、言語・コミュニケーション手段（音声、手話、文字による筆談等を含む。）等の選択肢を保障・尊重し、地域差なく切れ目ない支援を関係機関が連携して充実を図ることが必要です。
- 個の実態に応じた指導を行うためには、教育相談担当教員の高い専門性が必要であることから聴覚障害教育の専門性向上のため、毎年、免許法認定講習を開催し、特別支援学校教諭免許状（以下「免許状」という。）の取得を推進していますが、新規採用や異動により免許状未保有者が一定数いるため、採用又は異動した教員全員が3年以内に免許状を取得するよう指導していく必要があります。

取組の方向性

- フォローアップの現状を把握し、関係機関と課題を共有していくことにより、フォローアップ体制の強化を図ります。
また、センターを中心としたフォローアップ体制について保護者に周知すること等により、新生児聴覚スクリーニング検査の結果に不安を抱える保護者が相談しやすい環境を整えます。
- 精密検査を含め、検査の実施体制を一層充実させるとともに、システムに蓄積されたデータを活用し、関係医療機関等と連携しながら、新生児聴覚スクリーニング検査の精度管理に努めます。
- 福祉・教育・保健・医療の関係機関の協議等により、人材活用や連携等の進め方等地域の実情を踏まえた検討を行い、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用する等により、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保します。
- 免許法認定講習を継続して実施するとともに、免許状未保有者に対し、受講を促進するなど、より多くの教員が早期に免許状を取得できるための取組を進めます。

（5） 成人期移行に向けた支援体制の整備

現 状

- 平成 22（2010）年の児童福祉法の改正（平成 24（2012）年施行）により、18 歳以上の障害者については、障害者施策での支援を受けることを基本とされましたが、その際に、現に障害児施設に入所している 18 歳以上の者（以下「過齢児」という。）が退所させられることがないよう、障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設又は療養介護の指定基準を満たすというみなし規定が設けられ、令和 5（2023）年度末まで経過的に入所を継続できることとなりました。
この規定により、一部の 18 歳以上の入所者が障害児入所施設で支援を受けることとなりましたが、障害のある児童が成長した後は、一人の大人として個を尊重され、成人に相応しい場で過ごすことができる環境が求められています。
- 障害児入所施設の入所児童が 18 歳に達した後に適切な成人期の支援の場に移行できるよう、関係機関と連携・協力して調整等を行う「協議の場」を年 2 回程度設定しています。
- 特に移行調整が難しいケースについては、その都度「個別ケース会議」を実施し、関係機関との連携や役割分担、支援内容を検討し共有しています。

課 題

- 過齢児を成人期に必要な障害福祉サービス等の支援につなぐためには、移行先となる施設等の実態を把握するとともに、関係機関と連携を図っていく必要があります。
また、障害児を成人期に相応しい場へスムーズにつなぐためには、早期からの調整を開始する必要があります。

- 移行先となり得るグループホームや、地域移行を支援する相談支援事業所などの活用と開拓ができておらず、移行先は主に障害者支援施設に限定されていますが、多くの障害者支援施設は常に満床であり、待機者も多いことから、過齢児が優先的に入所できる状況にありません。

特に、強度行動障害等により特別な配慮が必要な障害児や過齢児は、その支援の難しさから移行先の調整に時間を要する場合があります。

取組の方向性

- 引き続き、「協議の場」の開催により、関係機関との情報共有を行うとともに、15 歳以上の障害児を対象とした早期からの入所調整を行います。
また、移行調整が難しいケース等については、「個別ケース会議」において、事例の蓄積を図り、スムーズに成人期の支援の場につなぐための調整機能を高めていきます。
- 移行先の選択肢を広げるため、地域資源の一つであるグループホームの活用等を「協議の場」で検討していきます。